

『極楽寺殿御消息』再考

田中穰氏旧蔵典籍古文書所収本の紹介から・附翻刻

内田滯子

A Re-Examination of “Gokurakuji-dono Goshosoku” Using a Book from the Former Tanaka Yutaka Collection (Reprint)

UCHIDA Miako

はじめに

- ① 田中穰氏旧蔵『極楽寺殿御消息』の紹介
 - ② 田中本独自条
 - ③ 共有条の比較
 - ④ 作成過程試論
- おわりに

【論文要旨】

『極楽寺殿御消息』は六波羅探題を長きに亘って務めた北条重時が、晩年に成したとされる家訓書で、同じく重時の『六波羅殿御家訓』と共に現存最古の武家家訓とされる。同書はこれまで尊経閣文庫架蔵本の孤本とされてきたが、本稿ではこの異本と認められる田中穰氏旧蔵本を紹介し、これと現行の本文とを校合することによって同家訓を検討するものである。

尊経閣本文と田中本とは極めて近い系統のうちにはあるが、直接の書承関係や兄弟の関係も現時点では認め難い。両書の本文は概ね、室町初期書写かとされる尊経閣本、天文十九年（一五五〇）書写の田中本、という書写年代の前後を反映した特徴を示しているが、対校することによって、尊経閣本文も批判的な読みを必要とするものであることなどが明らかとなった。

両書間の最も大きな違いは、含まれる条数に差があることで、田中本は尊経閣本に

見えない九条を有する。しかし後発の写本ではあるが九条全てが田中本の増補とは言い切れず、条数に出入りのある伝本の存在は、享受段階での変質というだけでなく、『極楽寺殿御消息』の成立のあり方とも併せて検討すべき問題であると考えられる。

特に、重時の名を冠して極楽寺流北条家に伝えられたはずの家訓書であるが、後世早い段階から、重時の娘婿である最明寺殿時頼に仮託されて『西明寺殿教訓』などの名で流布したことが知られている。このことはこれまであくまでも享受の一側面として理解されてきたのであるが、条数に揺れの在る伝本の存在や、編集や本文表現の未完成と見える側面を併せて鑑みれば、『極楽寺殿御消息』そのものが重時個人による執筆というよりも、重時の周辺、あるいは時頼なども含めた後世の人手を介して成った一書という視点でとらえ直すべきではないか、という可能性を提示した。

はじめに

一般に武家家訓と呼ばれるものの内、現在のところ最古のものが六波羅探題、鎌倉幕府連署を歴任した北条重時が遺したとされる『六波羅殿御家訓』と『極楽寺殿御消息』の二篇である。『六波羅殿御家訓』は、既に貞和三年（一三四七）の段階で重時の家訓として書写されていることがわかること、第二条に「猶計ガタクバ、重時ニカクトイフベシ」などとあること、北条実時所縁の金沢文庫蔵本紙背に伝えられた北条実時の家訓と類似点が多いことなどから、「重時の家訓とみてまずさしつかえ」ないとされる⁽¹⁾。成立はおよそ重時の壮年期で、子息長時に伝えるべく記されたものと解する点、先学諸説は一致する。

一方『極楽寺殿御消息』は、本文中に重時の名を留めるような箇所も無く、直接的に重時の家訓であることを示すものは確認されないが、『六波羅殿御家訓』の内容との共通性が認められることから「重時家訓という伝承は一応承認してもよい」とされ⁽³⁾、成立時期は重時の老年期、すなわち出家（康元元年・一二五六）から没時（弘長元年・一二六一）の間程と見られている。

『六波羅殿御家訓』は天理図書館、『極楽寺殿御消息』は尊経閣文庫に蔵されるそれぞれ孤本で、桃裕行氏・寛康彦氏・石井進氏・小澤富夫氏等によって本文の提供や検討等が成されてきた⁽⁴⁾。けれども、両篇とも先学をもってしても猶、難読箇所を今に残している。対校すべき本文を持たない孤本であったことは、本文批判や内容理解の大きな制限となっていたと思われる。

本稿では両篇のうち『極楽寺殿御消息』の異本を紹介する。後述するとおり、該本は『極楽寺殿御消息』と内題に記された天正十九年（一五五〇）の書写奥書を有する一書で、尊経閣文庫蔵『極楽寺殿御消息』

（以下尊経閣本と略称）と極めて近しい本文を有する『極楽寺殿御消息』の異本の一つと認められるものである。しかしながら両書に含まれる訓戒の条数がやや異っており、また本文間にも若干の、だけれども看過出来ない表現の差を見せる。以下該本と尊経閣本との比較を行い、同書が享受の早い段階から重時の娘婿北条時頼に仮託されて流布したことなども視野に入れて検討する。

これによって『極楽寺殿御消息』は重時個人の遺訓というよりは、重時やその子孫周辺の人々までもを視野に含めた、極楽寺流北条家に所縁の場で作成された一書という視点でとらえ直すべきではないか、という可能性を提示したい。

● 田中穰氏旧蔵『極楽寺殿御消息』の紹介

該本は国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書に含まれている。既に一九八二年刊行の同コレクション旧蔵者自家版目録⁽⁵⁾に書名が掲げられたものであるが、管見の限りこの写本に言及した論考は見えず、『極楽寺殿御消息』が尊経閣本の孤本とされてきたことは先述の通りである。

田中穰氏旧蔵『極楽寺殿御消息』（以下田中本と略称）の資料番号はIT74321。『西明寺殿御歌百首』と合写された紙綴綴の写本である。共紙の原表紙に後補表紙が附されており、法量は二五・二糎×一七・二糎。外題は後補表紙中央に「極楽寺殿御消息／西明寺殿御歌百首／天文十九年五月卅日 在与四郎花押」と打付に記す。改装、外題共に、コレクションを築いた田中教忠氏の手になるものと思われる。丁数は共紙表紙共に墨付四五丁で、本文は半丁十行の仮名漢字混である。首題は『極楽寺殿御消息』、墨付四十丁オには『西明寺殿御歌百首』とあり、全体は一筆と見える。

本奥書が墨付四五丁オに

右一帖者、且為形見且備／明鏡、不乱身上被守此面／者、現当二世之可為本望／者也、仍一冊不厭老眼染／秃筆畢、／永正九年七月廿五日 重春在判

と見え、書写奥書は墨付四五丁ウに

天文拾九年五月晦日 与四郎（花押）

とあることから、本書は、永正九年（一五二二）書写の本が、更に天正十九年（一五五〇）になって書写されたものと解る。本奥に見える「重春」、書写者「与四郎」は、いずれも現時点で未詳であるが、この件については後に少し触れる。

さて『極楽寺殿御消息』は序文・跋文を備え、その間に訓戒が各条の頭に「一」を付された一つ書の形で記される。尊経閣本の一つ書を冒頭から順に数えると全部で九九条である。田中本も同様に記されているが、こちらは序文・跋文以外に一〇七条を数えることができる。比較のために田中本・尊経閣本それぞれの各条に冒頭から順に番号を振り、田中本の順に従って対応する尊経閣本の番号を並べたものが表①である。

表①を順に追うと、まず冒頭序文は田中本にも尊経閣本にも同内容で、第一条から第三条も共に同内容のものが同順に並ぶが、次の田中本第四・五条に相当する条は尊経閣本には見えない。「×」は該当する条がないことを示している。田中本第六条は尊経閣本の第四条に相当し、以下田中本第二五条・尊経閣本第二三条まで、掲載順に乱れもなく同内容の条が並ぶ。次の尊経閣本第二四條に相当する条は、今度田中本に欠けており、田中本第四〇・四一條は内容は尊経閣本の第三八・三九條に相当するが、掲載順が前後入れ替わっている。⁽⁷⁾

田中本の総条数は一〇七条。尊経閣本の第二四條のみを除いた残り九八条すべてと、序文・跋文も有し、その掲載の順序もほぼ同じである。両書の本文は原則として同内容であり、田中本は『極楽寺殿御消

息』の異本として認め得る。他方最も大きな相違点は、尊経閣本には見えない九条を余計に含むことである。田中本第四、五、三二、八七、一〇〇、一〇四、一〇七条が独自条である。『極楽寺殿御消息』は伝本によって含まれる条数に揺れがあることをまず確認しておきたい。

ところで、先ほどから尊経閣本を九九条と数えてきたが、先行研究では尊経閣本の条数を九九条と数えるものと、九八条とするもの二案が出されている。⁽⁸⁾ 尊経閣本第八九條の末尾一行には、資料①のように一端行頭に「一」と振って一つ書に記したものを縦線で消し、更に抹消記号「ヒ」を傍書して、この行は独立した一条ではなく第八九條に続く一文として読むように訂正がなされている。

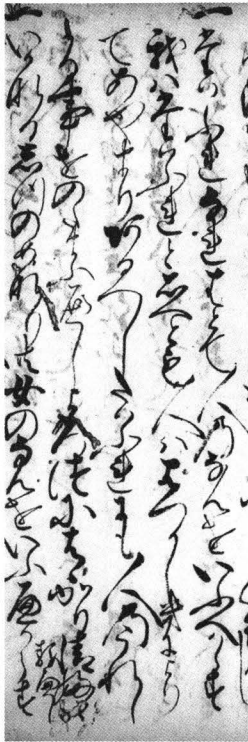
資料① 尊経閣本第八九條末尾

この一行は「よろづには、かりなさけふかゝるべし」とあるばかりで確かに短く、直前の第八九條が「一 たはぶれなればとて、人のなんをいふべからず。我はたはぶれとおもへども、人ははづかしきによりてあやまちあるべし。たはぶれにも人のうれしむ事をの給ふべし」というものであるから、この一文が続いて記されることには違和感はない。田中本では同条は第九二條にあたるが、問題の「よろづに」の一文は、資料②の如く特に改行されることもなく、当然「一」を附されることもなく、第九二條に続けて記されている。

表① 各話対照表

田中本		尊經閣		西明寺	
序	17	序	15	序	17
18	19	20	21	22	23
16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23
36	37	38	39	40	41
34	35	36	37	38	39
34	35	36	37	38	39
55	56	57	58	59	60
53	54	55	56	57	58
51	52	53	54	55	56
75	76	77	78	79	80
74	75	76	77	78	79
72	73	74	75	76	77
95	96	97	98	99	100
92	93	94	95	96	97
88	89	90	91	92	93
95	96	97	98	99	100
92	93	94	95	96	97
88	89	90	91	92	93

資料② 田中本第九二条



田中本は、この一文を独立した一条とは見ていない。このことにも照らすなら、尊經閣本は、前行末が「たまたま」(べし)という文末表現で終ったことよって、次行は新たな一条の始まりと勘違いし「一」を記してしまっただけではないか。しかし書写者が祖本に視線を戻してみると未だ前条が続いており、このケアレミスに気付いて一度振ってしまっただけ「一」を抹消記号で訂したという可能性が高いように思われる。この一行はやはり本来前条に連なるものであり、これを独立させるのは、他の条々に比して短か過ぎ内容も抽象的に過ぎる。

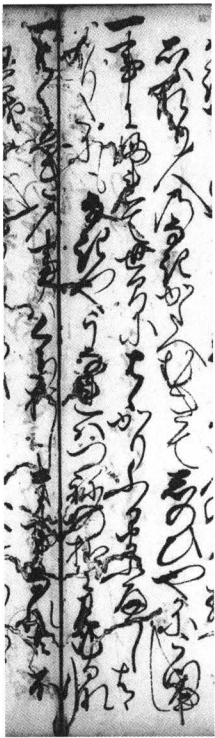
※ 表内三段目「西明寺」は、本稿末に触れる田中氏旧蔵『西明寺殿御消息』のこと。
※ () は当該条が独立せず、前条に連続していることを示す。

ところが尊経閣本には更にもう一箇所、一行だけの条が存在する。資料③にあげた尊経閣本第九二条「事にふれて世間にはばかりふるまふべし」という一行である。

資料③ 尊経閣本第九二条

この条には抹消記号などは附されていない。しかしこれもやはり短い。よって尊経閣本に抹消記号などは附されていないものの、先の八九条末尾の場合と同様にこれを独立した一条とは数えず、直前の第九一条「旅人とあまたつれて河をわたらんには、子細をしりたりともさきに人をわたしてわたるべし。又河をわたりたればとて、事ありがほにむかばきをうつべからず。よそにて人のしかるべからず思ふなり。人のなきかたへむきて、しのびやかにうつべし」に連なる文言と考えて全体を九八条とする説が出された。その結果、抹消記号が附されていない本条を一条と数え、全体を九九条とする説と、二案が出されることになったのである。尊経閣本第九二条は田中本の第九五条に相当するが、田中本の当該条をみると、やはり独立した一条となっていて、しかも尊経閣本よりも文字数が多い。

資料④ 田中本第九五条



「一事にふれて、世間には、ばかりふるまふべし。は、かりだにもなきやうなれば、つねの極にみゆるなり」という本条は、充分な分量や具体性を備えたものではないが、比較的早い段階から独立した条として数えられていた可能性は高いと理解するべきではないだろうか。

九八条説では、尊経閣本の一つ書が、抹消記号のついたものも含めると全体で百条となっていることに注目する。後に『極楽寺殿御消息』は時頼に仮託されて享受されるが、同じ時頼の教訓和歌が百首和歌などとして流布することと連動し、家訓書の方も「百箇条というきりのよい条数にしたて」ようとするような、後世の操作によって本来前条の一部であった一文が独立した一条に仕立てられたのではないかと見通されたのである。享受段階での如斯操作は十分に起こり得ると考えるが、現尊経閣本は第八九条末尾の「一」は抹消するが、第九二条には抹消記号は附されておらず、この両条の様子は田中本とも共通している。よって後世の操作を疑いつつも、現時点では尊経閣本は九九条と数えておきたい。

② 田中本独自条

先述した通り田中本は尊経閣本に比して九条、掲げられる条数が多い。田中本の書写時期が下ることから、これらは田中本の（又はその前段階の）増補とみるべきではあるが、補われ方は一様でない。先の表①にも示したとおり、九条のうち五条は尊経閣本の条々の間に割り込む形で位置し、残りの四条は巻末に附されている。

まず田中本第四・五条はそれぞれ、

資料⑤ 田中本第四・五条

- 04 一 よき花を見んにも、其枝をおらずとも、仏にまいらせばやと心のうちに思ふべし。仏の前にそなへずとも、仏は悦給べし。いづくの神仏の御前なりとも心ざすによりて、まいらせ

ばやと思ひ給べし。

05 一 ちやうもんなどのざしきにては、よその人のいかにさはが

しくとも心をしつめ給べし。人はさ、やきことなどする共、それによるべからず。さ侍ていの人をばよそにて、心ある人のそしるなり。能々ちやうもんをばし給べし。うけがたきは人界の生。あひがたきは如来の教化、聞がたきは仏のをしへ、尊むべきは聖教なり。

という内容で、直前の第三条が「僧をそしることあるべからず」と始まって、「よくよく信仰したまふべし」と結ばれる条であるから、仏法や信仰という共通項を持つ第四・五条が、この位置に収められることは妥当といえよう。同様に第三二条も

資料⑥ 田中本第三二条

一 いそがしき事もなきに、馬をしきりにあせり鞭をあつべからず。しうの御入の所にて殊に馬をはやむべからず。

とあり、馬を操る際の心得を記しているが、続く第三三・三四条も同じく馬や騎馬に関する作法を示しているから、ここも馬を操るといふキーワードで纏まりを作っている。

以上三条は、前後条の内容との関わりから見ても、収められていたものを落とさねばならない積極的な理由が認められないため、田中本独自条が、何らかのつながりを持った条の前後に補入された可能性は高い。

他方末尾にまとめて附加された第一〇四〜一〇七条は、それぞれの条の間に特に連関が読み取れず、如何にもばらばらな内容のものを束ねて末尾に附した風である。直前の第一〇三条は尊経閣本では跋文前の最終九九条にあたるが、同条末には和歌を四首備え、本文締め括りの条としてふさわしい体裁になっている。田中本でも同条は同く和歌を二字下げで記すが、その後に特に掉尾にふさわしいとも考え難い四条を更に附す形となっており、無造作な増補である印象を強くさせる。

個々の条の内容を見ても、例えば最終の第一〇七条は

資料⑦ 田中本第一〇七条

一 御所中のつほねまちなどゆめくくのぞくべからず。又女房ひてうなどに人すくなからん時物いふべからず。すべて男女の事□□をもあながちにみあいすべからず。まして言葉のたはぶれなど、ゆめくあるべからず。此道を心得たるを男の秘術ともいふなるべし。能々心得給べき者也。

という内容であるが、第一四条には

資料⑧ 田中本第一四条

一 女房などのたち忍びたる所をば、返々みずしてとをるべし。見ぬよしをすべし。つれたらんずるしもべまでも「みる事あるべからず」とかたく申付べし。

という条がある。先の第四・五・三二条と前後の条々との関係などをみれば、第一〇七条も第一四条の前後などに置かれて然るべき条のようにも思える。残りの第一〇四〜一〇六条にしても同様で、それであるにも関わらず、これらが末尾に纏めて附され、途中に挿入されることにならなかったのは、増補編集の未完成さの表れと考えるべきであろうか。

以上は、増補意識の働き具合はともかく、田中本独自条が尊経閣本に比して、後に増補されたものであることを示している。

が、残り二つの田中本独自条第八七・一〇〇条の場合はやや様子が異なる。両条はそれぞれ、

資料⑨ 田中本第八七・一〇〇条

87 一 病氣などして、いかにわびしく共、さるべき人のきたらん時は、こなたへとしやうすべし。

100 一 我身はたからずして、よき物をこのむ事おほきにあるべからず。いよくすいへのもといなり。又道理をけんざいにてはそむき因果をしらざる人と、心ある人思ふべし。

という内容であるが、いずれも前後の条と有機的な繋がりは見出せず、なぜこの場に在るのか、後に補入されたとするなら猶のこと、なぜここに入れられたのか、論者は現時点で理由を見出し得ない。

後にも触れるようにそもそも「極楽寺殿御消息」には、綿密な編集意識に従って各条が配置された痕が見え難いから、その意味で、特に前後と連関しないこの二条がそれぞれの場所に在ってもおかしくはない。が、そうなると、この二条が田中本の増補であるのか、尊経閣本の脱であるのか、判断は難しい。

田中本が独自に持つ九条は、いずれの条をとつても、他の条々と比較して内容的にもポリウムなどについても、全体と齟齬しない。もつと積極的にいえば「重時家訓」として記載されても然るべき内容を持つ条といえる。しかしながら田中本独自条は、その全てが尊経閣本に対する後の増補とするには疑問が残る、両書が、原初本と増補本というような、単線的な関係にはないことを思わせる。

③ 共有条の比較

次に、尊経閣本・田中本が共に有する条についてみると、原則として両篇の本文は同文的に一致する。このことよって尊経閣本に難読、または意味の通らなかつた箇所いくつかを、田中本によって補うことができる。

尊経閣本第五九条・田中本第六一条は、資料⑩のとおり、田中本の二重線部に挟まれた点線部が尊経閣本にない。

資料⑩ 田中本第六一条・尊経閣本第五九条

田中本第六一条

一 旅などにて、夫・馬などに、おもく荷をもたすべからず。只あゆむだにも、くるしみあり。いかばかりくるしかるべき。又それ

によりて、やまうなどする事あるべし。其時は事をかくべきなり。返々あひいたはるべし。おなじ人をつる、とも荷などもちても、さのみかなしみのなき人をつるべし。馬も同事なるべし。

尊経閣本第五九条

一 旅などにて、夫・馬などに、をもち物もたすべからず。たゞあゆむにも、苦いかばかりかなしかるべき。又それにつきて、病などする事あるべし。其時をつる、とも、荷などもちて、さのみかなしみのなき人をつる、べし。

田中本点線部があつて初めて、文脈として馬の話と人の話が繋がる。尊経閣本では文意が通らず、諸先学は当該箇所「其時、人をつる、とも」など「人」が落ちていのではないかと推測してきたのである。脱文は更に大きい、田中本によって確かに「人」の入つた文脈を知ることが出来る。

同様の、先学によって既に指摘されている尊経閣本の文字レベルの難読箇所、例えば「おもひばうせん」とあるのは「おもひひばうせん」ではないかといつた箇所を田中本で確認したところ、ほぼ全ての箇所で先学の推定は田中本に合致した。それぞれを列挙することはしないが、他にも「なげき」とあるべきところが「なさげき」(第四三条)、「おい給ふべからず」が「おい給からず」(第四五条)、「傾城をとめ」が「けいせをとめ」(第六八条)となるなど、尊経閣本には書写の不注意によるかと思われる脱字や衍字が多い。尊経閣本の本文は、書かれた文章として粗いものである。

さて、田中本を参照することよって尊経閣本の難読箇所が解説されるのと逆に、これまで尊経閣本で疑問なく理解されてきた条に、疑いをもたなくてはならない箇所も現れた。

資料⑪ 尊経閣本第七一条

一 そせう、さならぬようをもき、給ふべし。人のなげきをうけぬ

れば、わがうへに申事かなはぬなり。よもかなはじとおもふぞせうのかなはすは、いかばかりかなしかるべき。上へむけてけんじんはなき也。ひが事あれば罪科あり。それにおそるゝものか、いやしきにたいしての賢人こそしかるべけれ。

全体に意味の取り難い一条であるが、特に点線部に注目すると、この部分は「まさか成就するとは思ってもいない相手の訴訟が勝訴してしまうことは」と解されてきた。田中本当該条（第七三条）によれば、当該部は次のようになっている。

資料⑫ 田中本第七三条

一 人のそせう又さらぬ用をもき、給べし。人のなげきをえつれば、我うへに申事のかなはぬなり。よもかなはじと思ふ事のかなはらば、いか程がうれしかるべき。まして道理と思ふことのかなはずば、いかばかりかなしかるべき。上へむけて賢人はなきなり。ひが事のあれば罪科あり。それにおそるゝ物は、いやしきにたいしての賢人こそしかるべき事なれ。

「かなわないと思つていたものがなくなったら、どれほど嬉しいか、逆に、道理だと思つていたことがかなわなかったら、どれほどがっかりするか」という文脈で、これは先の尊経閣本に比して随分通りがよい。一般に、文意の通る文章は後発のもの、または後世のさかしらによる改変と疑るのが定石ではあるが、尊経閣本でやはり難解な後半部分は田中本でもそのままになっている。点線部は田中本の改変というよりも、むしろ尊経閣本の方が、田中本で二重線を引いた「と思うこと」に目移りを起して間の文を飛ばしてしまったのではないだろうか。

尊経閣本では、続く第七二条でも

資料⑬ 尊経閣本第七二条

一 物ごいの家きたりたらんには、かたのごとくなり共、いそぎてとらすべし。たとひとらせずとも、あはれみの心こと葉あるべ

し。いはんや物をこそとらせずとも、じやけんのこと葉をいふべからず。仏の御わざなりとしるべし。

資料⑭ 尊経閣本第七二条写本

となつていて、二重線の「とらせずとも」という詞にひきつけられたのか、二つ目の「とらせずとも」のあとには「じやけんのこと」と記さねばならないのに、資料⑭に見える如く再び前行と同じ「とらせずともあはれみのこと」と書きかけてしまい、途中で気付いたものらしく、「あはれみ」で筆を止めて見消しにし「じやけん」と傍書した上「み」字に「の」を重ね書きしている。

書写の集中力が途切れると不注意なミスが連続してしまうのは、誰しも共感できるところではないか。尊経閣本第七一条の本文も、目移りによって田中本に見える文言を脱落させた可能性が高いと考えられるのである。

同じような目移りを疑える箇所は尊経閣本第三一・三二条にもある。

資料⑮ 尊経閣本第三一・三二条

一 ばうばいとうちつれたる時、馬うちは、人すくなくば五きが程、おほくば三きがほどをへだつべし。たゞし事によりてふるまふべし。

一 きばうちの事、大かた半町つねの人うつ也。但事によりてふるまふべし。夜道・山みち用心の事などあるべし。其時は主人の下知を守べし。

両条には「ただし事によりてふるまふべし」という同文が含まれている。両条はどちらも馬に関する作法を記しているが、全く同じ一文が隣り合わせに連続して出てくるのは聊かうるさい。田中本当該条（第三三・三四条）では、前条の「但しことによりてふるまふべし」は尊経閣本と同様であるが、後条はただ「但し」という接続語でつながれているだけである。尊経閣本が「但し」という語にひきつけられた目移りによって、前条の一文を後条に挿入してしまった可能性が疑えよう。¹⁰⁾

次に尊経閣本一五条は、

資料⑯ 尊経閣本第一五条

一 我こそ読みたまはずとも、経録など文字をも能しり心得たらん人によみだんぜさせ申て、ちやうもん申さるべし。心は生得すく、なけれども、さやうの事を聴聞せざれば、ち恵なくして心せばき也。

という一条であるが、点線部分を田中本（第一七条）にあたると、「心は生得すくなれども」となっている。「け」一文字が入るか入らないかだけの違いではあるが、文意は変わる。田中本の本文によると、心は生まれつき「すく」―この「すく」には「健」「直」などの文字が充てられるであろう―なものであったとしても、更に聴聞することを怠ればその「すく」な心も活かせず、「智恵なくして心せば」なくなってしまうのだ、という教えになるだろうか。『極楽寺殿御消息』には他に、尊経閣本第七七・七八条にも「人の心はすくにてよかるべし」「人の心をすくにもたせん」などの文言も見えるから、田中本の文脈を知ると、尊経閣本点線部「心は生得すくなれども」と読める本文には疑念が生じる。

同様に尊経閣本第二二条でも、

資料⑰ 尊経閣本第二二条

一 ふるまひも、家ゐも、もちぐそくなども、ぶんげんにしたがひてふるまひ給ふべし。ことにすぎぬれば、人の煩ある事也。又の

ちもしとげがたし。

とあるが、点線部が田中本二三条では「かならず人のわらひある事也」とある。これも一文字の違いであるが「わづらひ」と「わらひ」の違いは、そこに訓戒者の事態の対する感覚を読み取るうとするならば、解釈は違ったものになる。

更に、尊経閣本第四七条は仏教への信仰について饒舌に記した条であるが、その中に「仏法盛んなれば万法さかなり」という一文がある。思想大系ではこの「万法」に「すべての物がそなえもつ事理」と頭注が附された。ところが当該箇所を田中本で見ると「万」字の代りに「魔」の文字が充てられ、「仏法さかんなれば魔法さかなり」と記されている。「万法」と「魔法」では意はまるで逆といってよい。田中本の表記を勘案するなら、尊経閣本の「万」が漢字としてではなく仮名の「ま」として用いられていて、この「万法」も「マンボウ」ではなく「マホウ」と訓ませるつもりであった可能性が生まれる。そうであったとすると、田中本が仮名の「ま」に「魔」字を用いている箇所が他に認められないことから、この「マホウ」はやはり「魔法」の文字を充てた意で理解するべきであろうか。

田中本と校合することによって、尊経閣本文は急に落着かないものになってしまった。先にも少し触れたような文字の書写レベルのミスなどが多いことも相俟って、尊経閣本の書かれた文章としての粗さ、といった側面がより鮮明になったのである。先述の「よもかなはじと……」や「少なければ／すくなれど」等の条のように、多少の文章のねじれを感じつつも、こちらから文意を迎えに行くことで理解できていた本文の読み直しなど、尊経閣本は今一度相対化して読まれる必要があるのではないだろうか。

但し、尊経閣本は室町初期書写かとされ、田中本は天文一九年（一五五〇）戦国期中期の書写である。巻末の無造作な増補以外に、本

文中にも確かに田中本が後発の写本であることを示す特徴が見える。例えば本文の表現のあり方を田中本と尊経閣本の文字数で比較してみる。両書が共有する九八条を、Aはほぼ同文で両書に文言の加減が殆ど認められない条、B田中本が尊経閣本に比して文言を増やしている条、逆にC尊経閣本の文字数が多い条、D田中本・尊経閣本の双方に文言の出入りが見える条、に分類してみると、資料⑱のようになる。

資料⑱ 田中本・尊経閣本文字数比

A 同文的条

五七条 約五八%

B 田中本が文字数を増やす条

二六条 約二七%

C 尊経閣本が文字数を増やす条

一〇条 約一〇%

D 田中本・尊経閣本双方に出入りがある条

五条 約五%

同文的な条が最も多いのは、両書が互いに異本の関係にあることから当然としても、おおよそ田中本の方が文字数を増やす傾向にある。

また、文章そのものも、田中本の方が概して文意が通りやすく、表現もこなれている。例えば尊経閣本一六条は、「一 いでたち給ふべき事、いかなる人にも、さのみきたなまれず、又いやしきにもまじはり、よき程に出たち給ふべし。見ぐるしき人の中にて、返々いみじきいでたちあるべからず。心ある人のわろがるにて侯也。」という内容であるが、田中本一八条はほぼ同文ながら、点線部が「いかめしき人」とある。次の「又いやしきにも」という表現との対比などを考慮するなら、「いかめしき」の方が文章としてはより適した表現である。他に、他人に用を言う際の心得を記す尊経閣本第三五条では最後に「大なる用を人のをば聞き、我は少用をいふべし」と括るが、田中本では「人の用をば大なるを聞き、我は少き用をいふべし」とすつきりとした表現になっている。尊経閣本第四〇条についても、

資料⑲ 尊経閣本第四〇条

一 物をかい候はん時、ぢぢやうを一度に申べし。たかくばかう

べからず。さのみこと葉をつくすはいやしき事なり。あき人はそれにて身をすぐれば、やすくかうも罪なるべし。というものであるが、これは当該条田中本第四二条では、

資料⑳ 田中本第四二条

一 物をかい候はん時は、ぢぢやうを一度に申べし。たかくかうもゆはれなし。こと葉をつくすはいやしき事也。又やすくかうもつみなるべし。あき人はそれにて身をすぐればせめてなり。さなき人のとかく申は見ぐるしき事也。

とあって、田中本の方が文意は通り易くなっていることが解る。更に、尊経閣本五〇条・田中本五二条は、

資料㉑ 田中本第五二条・尊経閣本五〇条校合

田中本52 ……前略…六斎日、十斎日に女にとつく事あるべからず。
尊経閣50 ……前略…近…

此日などつきて生れぬる子は…、其身かたはにあるべし。
…生ずれば、
又は親のためにをんてきとなりぬ。ぬすみ心を本として悪事を
…る也。…

このむなり。

〔一〕はその文字がないことを、「一」は右と同じ文字であることを示している。というもので、表現に随分差があるが、やはり文意としては田中本の方がより理解しやすいものとなっている。

表現の為の文字数を増やし、文意の通り易い本文を具えていることは、田中本が尊経閣本より書写年代が下るものであることを反映した、後発の写本であること示唆する特徴である。逆にいえば尊経閣本の本文の方が先行する写本の特徴を有しているのである。

しかし尊経閣本にも目移りなどに因するかと思われる誤脱や、何らかの誤写を疑うべき箇所が相当数存在し、聊か粗い書写本という側面も持

つ本文であった。尊経閣本文は先発の写本として尊重されるべきではあるが、『極楽寺殿御消息』としての文意を検討する際には、無批判に随うことはできない。この尊経閣本の〈文意の通らなさ〉〈文章の粗さ〉は、本文批判としてのみならず、その粗さそのものが示す意味をも考えなくてはならない。

尊経閣本と田中本とは、直接的な書承関係や同じ親を持つ兄弟関係も想定し難いが、田中本の増補条を除いて、条の配列など基本的な構造は同一で同文的条も多く、極めて狭い範囲の同系統の中にある『極楽寺殿御消息』の二伝本である。両書の位置付けを含め、『極楽寺殿御消息』の本文批判は優先されるべき課題である。

④ 作成過程試論

『極楽寺殿御消息』は重時によって「子孫への教訓を意図して」⁽¹²⁾記されたもの、「九九条の教訓の数々を子孫に遵守させるべく」⁽¹³⁾目的を持って成されたものとしてとらえられてきたが、その構成を観察してみると、尊経閣本・田中本のいずれにしても、先にも少し触れたように、全体をそのような一つの目的をもった一篇とすべく、一心不乱に執筆、あるいは編集を施した痕跡は希薄である様に見える。

まず冒頭は「仏神をあがめ申、心にかけて奉るべし」と始まるが、第二条は「宮仕」を主題としており、第三条は再び「僧をそしる事あるべからず」となって仏神を主題とした条になる。田中本では、続けて仏神に関する条がふたつ入るが、尊経閣本では次は親兄弟への心得が主題となった二条が続く。次の第六条では

資料②③ 尊経閣本第六条

一 たのしきを見ても、わびしきを見ても、無常の心をくわんずべし。それについて、因果の理を思ふべし。生死無常を観ずべし。

と所謂無常観を説いたかと思うと、第七条では

資料②③ 尊経閣本七条

一 人にあぐみたらん所にては、肴菓ていのあらんをば、我もとるやうに振舞とも、とりはづしたる様にて、人におほくとらすべし。又それも人に見ゆるやうにはあるべからず。

などであり、続く第一〇条まで、食事作法や「畳の縁を踏むな」といった極めて日常的・具体的な作法を教えている。第一一・一二条で女性に関する条が並ぶが、第一三・一四条では「道理」「教訓」など抽象的な内容が示され、第一七条では尊経閣本に見えなかった田中本第五条とも関る「聴聞」について説き、第一九～二三条はで「出立」の具合や扇の種類、衣装の紋、馬や刀の大きさなど、再び随分具体的な生活に密着した細かな心得を示す。

妙に個別具体的な条が記されたかと思えば、抽象的な精神的心得を示す条が続けて記される。部分部分で、馬にまつわる話や、女子供の話が連続したり、周辺の者たちに対する心構えから、より下位の者たちや百姓などへと話が連環してゆくなど、緩やかな編集の痕はみることができ。しかし、それはごく表層の編集で、ただ同じ言葉が出てくるから並べたというレベルに近く、全体としては各条やいくつかで纏まった条々が、ただ羅列されているように読めるのである。

また、前節でみたように、後発の伝本である田中本が文意の通り易い方向に改変を加えているとすれば、それは逆にいえば尊経閣本の文意は伝わり難いということである。文体という点でも、基本的には「べし」「べからず」を多用することは当然なのであるが、似たような訓戒を示した条でも一方では「候」を多用するなど全体を貫くような傾向は見えない。

子孫に伝える家訓書として、序文や跋文にあるような目的意識によりつつ、重時自身が筆を執るのなら、もう少し何らかの編集が行なわれて

も然るべきではなかったか。自分が垂れた教訓を、子孫に末永く伝わることを願って記されたはずであるのに、『極楽寺殿御消息』の本文は、文体の統一というレベルから、内容の編集など、家訓書として効率よく訓戒を伝えようとするような合理的な発想とは遠いところで纏められている。そしてその表現には、読者を念頭においた、書かれた文章としての推蔽は、あまり加えられなかったと見えるのである。

この『極楽寺殿御消息』の整わなさは、重時個人がこれを執筆・完成させたものではないと考えるなら、諒解できるものとなるのではないだろうか。

重時が日頃、子供たちや一族の人々、周辺に在る様々な人々に対して、事あるごとに、または何か特殊な機会に口にしたであろう訓戒や教訓めいた発言が書き留められる。書き留める行為は必ずしも重時自身の手によらずともよく、周りの誰か―これは複数であったかもしれない―によって行なわれていてもよい。集積されたこの聞き書きメモは、家訓書として集積することが目論まれ、重時自身も序文・跋文にその意図を記した。それ以上の編集・推蔽が成される計画の有無は不明ながら、結果的に現状の段階で集成作業は終了、あるいは中断した、という可能性である。

この様に考えれば、『極楽寺殿御消息』全体に感じる統一感のなさや、読者を想定した編集や推蔽の痕などが見えないことなどに説明が附く。尊経閣本には採用されなかったがメモには残っていたものが、あるいは、別の場所や機会に記憶・記録されたあった訓戒が、例えば田中本独自条のような形で、どこかで挿入・附加されるようなことも、起こり得るだろう。また、メモは集積したが編集は貫徹しなかったとすれば、編集意識の見えないその意味での未完成さは、尊経閣本と田中本という、含まれる条数の違う伝本を生むことを助長したであろう。編集意識に貫かれた条々が整然と並ぶような体裁を持たないことは、後に追加や削除を行

う者の心理的敷居を低くしたと思われるからである。『極楽寺殿御消息』は「この御消息の異本ともみられるものが、すでに室町期から北条時頼の家訓と称せられてひろく世に行われていた」¹⁹⁾。つまり比較的早い段階から聊かの改変を加えられ、北条時頼に仮託され最明寺殿の家訓書・教訓書として流布したことも、もとの『極楽寺殿御消息』が改変を許すような性格のものであったことを示しているともいえるよう。

更に、様々な場で訓戒が発せられ、それが書き留められる時、その訓戒が示された場の状況までもが上手く書き込まれていなければ、場のコンテキストを共有出来ない者、すなわち書かれたテキストとしてそれを読む後の読者には、情報不足でその内容が解り難くなる。『極楽寺殿御消息』、特に尊経閣本の詞の足らなさは、文意の通り難さは、このあたりに由来するのではないか。各条々が必ずしも訓戒を伝えたい後の読者を想定しながら文章を練ったものと読めないのは、当初それは「後の読者」を想定したのではなく「現場に在った人」に向けてのものであったからではないか。

『極楽寺殿御消息』は序文と跋文を備えていて、その意味では首尾一貫して成されたもののように読めるのではあるが、各条々は閉じた空間で成されたものではなかったのではないか。家訓書としてひとつに纏った瞬間、その一書は「をのく」より外にもらし給べからず(序文)「他人にもらしたまふべからず(跋文)」と、他見を許さぬ家―ここでは極楽寺流北条家であろう―のものとして伝えられることにはなるう。しかし肝心の条々のひとつひとつは、重時の口から発せられた当初は「外」や「他人」が接することが出来、かなり多様・多数の人々が、重時が教訓の詞を発したその場に在って、同じ空気を吸っていた可能性が高い。その場の人々によってさまざまに記憶された訓戒は、一方では無制限ではないにせよ巷に流れ、他方では「正規に」記録され、人に「もらしたまふべから」ざる家訓書として体を成す。

もし、重時自身が明確な執筆意図のもとに、当初から他見を許さぬ家訓書として書き上げたものであるならば、『極楽寺殿御消息』に記された内容が、後の時代はともかく、執筆と同時代的に多くの人々に共有され、流布する可能性は低いと見なくてはいけない。しかし、例えば説話集『十訓抄』と『極楽寺殿御消息』との関りは既に指摘があり、その考察の中でも「ここ（『極楽寺殿御消息』）に示された詞や思想はすでに六波羅探題在任中にも周囲に対する教訓として語られたものであると推察すべき」との見解¹⁵⁾が示されている。というのも『十訓抄』は建長四年（一二五二）成立であり、『極楽寺殿御消息』を重時の執筆とみて成立を康元元年（一二五六）から弘長元年（一二六一）の間と見るなら、『十訓抄』が既に一書として成った『極楽寺殿御消息』を披見し、それを本文に反映させる可能性はないからである。

更にいえば、ここまで、『極楽寺殿御消息』制作の主体を最大限北条重時としてきたが、冒頭に触れたように『極楽寺殿御消息』を真に重時作とする確固たる証拠は、現時点では認められていない。家訓書名に冠された名は必ずしも執筆者・編集者の自署とは限らず、むしろその家訓書を伝える人々にとつて、自分たちの家や氏族を代表させ得る名であることが重要である。極楽寺流北条家の人々にとつて、当初重時は、家訓書に名を冠するに値する人物であつたらうし、後代この書が時頼に仮託されるのは、受け継ぐ人々にとつて重時よりも時頼の方が、よりその要求に応えるものと考えられたからではないだろうか。

このように考えると、『極楽寺殿御消息』に含まれる個々の訓戒は、これを重時の口から発せられた重時の訓戒と限定せず、重時も含めた更に広く極楽寺流北条家の周辺で行われてきた訓戒、とまずは見ておくべきではないか。そしてこれを重時自身が纏めた可能と同時に、極楽寺流北条家を継いでゆかねばならない子息たち、場合によっては後に仮託される娘婿時頼も含め、重時近辺の別人によって、重時に仮託されて纏め

られ、命名されたというような可能性も念頭に置きつつ、検討を加える必要があるのではないだろうか。¹⁶⁾

この一書が極楽寺流北条氏に関する家訓書であり、時間的にも空間的にも重時の周辺において成立したことを疑わなくてはならない材料は現時点では見えないように思う。先学による各条々の内容の検討の通り、また序文や跋文の在り方等をもみても、家としての纏まりや存続を思う意識によって、この一編は成されている。

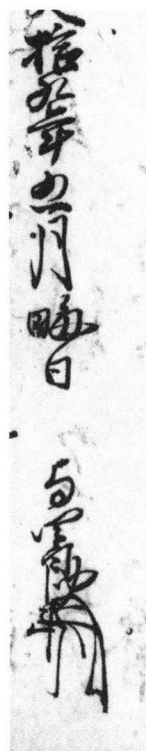
但し『極楽寺殿御消息』に見える意識や思想的意義などの評価について、上述の理由からそれを重時個人に直結させることには慎重になりたい。『極楽寺殿御消息』が『六波羅殿御家訓』に比して普遍性を持つと評価されることも、両篇の間にある訓戒の傾向の違いや仏教的色彩の变化などについても、重時個人からは離れた視線で考察を施す余地が残されているように思うのである。

おわりに

最後に田中本の書写者に触れておきたい。田中本は北条重時の生きた時代から、ほぼ三百年後に書写された一伝本である。冒頭に引いたように、田中本には永正九年（一五二二）に「重春」の記した奥書と、天文十九年（一五五〇）に「与四郎」によって書写されたことを示す奥書がある。

両者については現時点で田中本に記された奥書以上の情報が得られないが、「重春」はこの極楽寺流北条家所縁の家訓書について、「且為形見且備明鏡、不乱身上被守此面者、現当二世之可為本望者也」といい、永正九年の段階で「不厭老眼」と言えるほどの年齢になっていたことは解る。また「与四郎」の方は天文十九年五月晦日に本書を書写したことと、花押を残している。

資料⑭ 「与四郎」花押



本篇は極楽寺流北条家に所縁の一書であり、北条氏に関わる人の近辺で書写、流布していた可能性は高いであろう。とすれば「重春」「与四郎」についても、北条氏と何らかのつながりを持つ人物である可能性は高く、この点を踏まえた探索・後考を期す⁽¹⁷⁾とともに、花押の確認を待ちたいと思う。

一つの異本の存在が明らかになったことで、『極楽寺殿御消息』の本文そのものを今一度疑いつつ、広く異本と考えられるものを組上に上げて読み直すべき余地が生まれた。既に先学は、最明寺殿時頼に仮託されて流布している家訓書が、『極楽寺殿御消息』の異本といえるという事実を指摘しているにも関わらず、それぞれ書名が同一でなかったこともあろうが、「御消息」といわれる時頼家訓との関係については、これまで必ずしも徹底的な検討がなされたとはいえない⁽¹⁸⁾。まま現在に至っている。複数の異本の存在が意識されながら、これが検討の対象とならずにきたのは、『極楽寺殿御消息』との書名を持つものが孤本であったことと、家訓書は固有の家に他見を避けて伝えられているものである、という性格付けとが相俟つての錯覚であったらうか。

最明寺殿時頼に仮託された家訓書を含めた本文批判は今後の課題であるが、本稿で採り上げた田中本『極楽寺殿御消息』を含んでいた田中穰氏旧蔵典籍群にも、『夢窓国師仮名文』『法然上人仮名文』と合冊になった『西明寺殿御消息』と外題を附された一伝本が含まれている⁽¹⁹⁾。本文は『極楽寺殿御消息』と近似している上、そもそも内題は、欠損があるが残画を勘案すると「極楽寺殿御消息」と訓むことができる。この内題の下に

は割書きで「西明寺殿御作」などと記しており、本稿で紹介した田中本『極楽寺殿御消息』が『西明寺殿御歌百首』と合写されていることと併せて、『極楽寺殿御消息』と最明寺殿との関係を考えることに示唆的である。

該本の条数を比較すると（前掲の表①を参照されたい）、『西明寺殿御消息』の条数は九七条。尊経閣本がもたなかった田中本の四五・三二・八七・百条は有し（以上田中本に近似する点）、しかし田中本は持たない尊経閣本の継母に関する二四条は含んでいて、更に田中本が末尾に増加させていた一〇四〜一〇七条は、尊経閣本と同様にこれらを持たない（以上尊経閣本に近似する点）。条の掲載順序は、中程の一部に合計四紙の錯簡があるが、これを除けば尊経閣本・田中本と原則同様である。

各条は、おおよそ尊経閣本『極楽寺殿御消息』と田中本『極楽寺殿御消息』の中間に位置付けが可能な本文を持っており、田中本『西明寺殿御消息』は『極楽寺殿御消息』の異本の一として扱うべき伝本なのである。他に、最明寺殿の家訓書あるいは教訓書と称する伝本は、更に六本が確認されている⁽²⁰⁾。

まずはこれら最明寺殿に関する伝本を合わせて調査したうえで本文批判を行い、『極楽寺殿御消息』あるいは極楽寺殿重時との関係を探り、戦国期以降に陸続と出現する家訓書の先鞭をなす最古の武家家訓として、また鎌倉武家の思考を直接知ることに出来る一書として、更に多角的な検討を継続したい。

註

- (1) 石井進「家訓」解題『中世政治社会思想』上、日本思想大系二一、岩波書店、一九七二年十二月。
- (2) 成立時期については、桃裕行氏（北条重時の家訓解説）『武家家訓の研究』桃裕行著作集三、思文閣出版、一九八八年三月、初出「北条重時の家訓」養徳社、一九四七年十月）は相模守任官（嘉禎二年・一二三六）から六波羅探題辞任（宝治元年・一二四七）の間、寛泰彦氏（『中世武家家訓の研究』風間書房、一九六七年五月）は子息長時の元服時（暦仁元年・一二三八）から長時十六歳（寛元三年・一二四五）あたりの間と見、市川浩史氏（『時頼と重時』）『吾妻鏡の思想史』吉川弘文館、二〇〇二年四月）は泰時没（仁治三年・一二四二）後から六波羅探題辞任の間とする、三説が呈されている。
- (3) 前掲註(1)
- (4) 前掲註(2)『武家家訓の研究』、同『中世武家家訓の研究』、前掲註(1)『中世政治社会思想』上、小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』ぺりかん社、一九九八年一月。他に桑田忠親『武士の家訓』（講談社学術文庫、二〇〇三年十二月）には『極楽寺殿御消息』の口語訳を掲載するが、全文を完全に口語訳したものではない。以下本稿では、尊経閣文庫本『極楽寺殿御消息』本文は、原則として『中世政治社会思想』所収石井氏校注本文により、『中世武家家訓の研究』所収の写真を元に私に改めた箇所がある。
- (5) 『田中教忠蔵書目録』川瀬一馬編集、一九八二年十一月。
- (6) 近刊の国立歴史民俗博物館資料目録四『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録』国文学資料・聖教類篇（二〇〇五年三月）にも紹介。尚、同じ田中氏旧蔵資料目録『古文書・古記録篇』（二〇〇〇年三月刊）末に附された『国文学関係典籍・絵画資料・經典類 資料一覧』にも、書名のみ掲載がある。
- (7) 但し田中本第四一条の一つ書には「前」と傍書されており、第四一条を第四〇条の前にある条として読むべきことが示されている。同様に順の入れ替わっている、田中本第七五と七六条、第九七と九八条の二箇所にはこのような傍書は見えない。
- (8) 前掲註(4)の四書のうち、桃・石井両氏は九九条、寛・小澤両氏は九八条とカウントしている。
- (9) 前掲註(1)書頭注。
- (10) 逆に田中本の難読箇所を尊経閣本が補う箇所もある。田中本第六条（尊経閣本第四条）後半部は

田中本 たま・さかにとひくる……人
 尊経閣本 ……人
 人はすさみてのみかへる。げにもととぶらふ

- はなし。心さへいにしへに・かはりて、き、ける事もおぼえず、みる事も忘
 なし。……聞……人……わす
 れ、悦……べき事をば悦ぶ……皆是……老人のなら
 へ、よろこぶべき事をばうらみ、うらむ……よろこび、これ
 ひなり。
- となつていて、老人の様子を描写した部分であるが、尊経閣本点線部二箇所が田中本には見えない。しかし特に二箇所目は、ここが抜けてしまうと意味を成さなくなってしまう。これは二重傍線部の「人は」および「べき事をば」の目移りによる脱ではないかとみられる。ここでも尊経閣本と田中本の関係は単線的ではない。
- (11) 前掲註(4)小澤氏解題他。
- (12) 小澤富夫『吾妻鏡』における北条重時―『極楽寺殿御消息』と時頼仮託「最明寺殿御教訓」季刊 日本思想史」五八、二〇〇一年四月、他。
- (13) 市川氏論、前掲註(2)。
- (14) 前掲註(1)。
- (15) 永井義憲「十訓抄と北条重時の家訓―作者湯浅宗業の環境―」『大妻女子大学文学部紀要』十、一九七八年三月（一）内論者。
- (16) 時頼が重時に仮託して成したものであったなら、後代早い段階からこれを時頼の成したものであるというへ正しい情報に基づき享受が行なわれることは容易である。極楽寺殿の名を冠した写本より西明寺殿の名を冠した写本の方が随分多いことも併せて検討が必要である。
- (17) 書写年代である天正十九年あたりに「与四郎」という名を探索してみると、玉繩城主北条綱成に仕えた堀内与四郎（一四八九―一五八一）がある。この堀内与四郎が田中本の書写者「与四郎」であることを直接示す史料は認められず、堀内与四郎の花押も現在管見に入らない。しかし堀内与四郎の周辺を概観すると、本書享受・書写の場としての可能性を疑い得るように思う。以下少し長くながるが、これを示しておきたい。
- 堀内与四郎（堀内重親）は、先学によると小笠原姓を名乗り、豊後国速水郡住人。重親の四代前に遠江城銅郡堀内に移り、その時に姓も堀内に改め、その後現在の静岡原小笠原の土方城主であった福島氏に仕えたという（杉山博杉『戦国大名 後北条氏の研究』名著出版、一九八二年十月、他）。差出が北条氏繁である永祿年間（文書の中に、宛所を「堀内与四郎」とするものが『戦国遺文』に三点見えている（『戦国遺文』八八〇号、一〇一三号、一〇二七号）。

藤沢大久保宿と丹波の両堀内家には「堀内文書」「堀内系図」「堀内家伝記」が
残されており、何れも東京大学史料編纂所の影写本によって披見が可能である。
このうち文化二年（一八〇五）までの記事を掲載する丹波堀内家伝来の「堀内系
図」には次のように記される。

「堀内系図」より（東京大学史料編纂所・資料番号2075465）

重親 堀内房師号丹波守、実母朝比奈古備中娘也、相州玉縄住、法名号正法
齋、福島勝千代殿遠坊土方之城退出之御、供奉、而関東下向シテ後、相州玉
縄之城主北条上総介平綱成之臣下二勤、

藤沢堀内家伝来の同種の系図は、明治三年（一八七〇）まで書き継がれており、
重親の項には上記に加えて「延徳元年（一四八九）二月廿七日於古遠州に誕生」
の記事と、「福島勝千代」以下の記事に大永元年（一一五二）という年号が附
されている。

この重親と与四郎が父親基とともに仕えていたのが福島正成であるが、その息
が「堀内系図」にも名前の見える福島勝千代である。この福島勝千代は、やがて、
北条氏綱の養子となり娘婿となって北条姓を名乗り、玉縄城主北条綱成となっ
て、所謂玉縄三代の祖となる人物である。「堀内家系図」では与四郎が福島勝千
代から北条綱成に主を替えたかのようにも見えるが、福島勝千代と北条綱成は同
一人物である。

この福島勝千代が北条綱成へと変身する経緯は、やはり両堀内家伝来の「堀内
家伝記」に拠ることになる。一群の堀内家文書は、先学によって「興味深い文書
ではあるが、現在偽文書」（前出・杉山博彰「戦国大名 後北条氏の研究」と考
えられていて、歴史学にとって十分な史料批判に耐えるものか賛否両論唱えられ
ている。しかし「堀内家伝記」の記述に助けられないと、福島勝千代が北条綱成
に変身する経緯を知る手掛りはないようであり、先学も「堀内家伝記」の要約を
もって記すか、そうでなければ、養子であるということのみを指摘して、経緯に
は触れない態度を示している。次に「堀内家伝記」から一部を私に翻刻してみる。

「堀内家伝記」より（東京大学史料編纂所・資料番号2075469、一）内論者
（堀内与四郎は父親基と共に福島氏に臣従。大永元年（一一五二）、福島正成
の先陣となり、甲斐飯田河原で武田信虎の軍勢と戦うが、父親基は主君福島
正成とともに戦死）

其時与四郎（当時三三歳）、武略をめぐらし勝千代殿（当時七歳）御共し、
敵中を忍出、関東に落下りて、先豆洲に至て、三島大明神へ御供し、忍やかに
に参籠し、勝千代殿御行末繁昌の御誓を奉祈、籠城以来まどろむ暇なし、勞
たるにより、心ならず打まどろみける処に、奇妙不思議の霊夢を蒙、起揚、
大明神を三礼し、告に任て、菅根山に登る処に、案のごとく山中に於て、吾
人之翁に逢たり。

…中略…

其時翁答て云、「何より以是吏也、しかはあれど、其方達所望の名有哉否」といふ、重親答て云「我々名に所望なし、去ども此少人は、勝千代と云、我は与四郎と申也」、其時翁の云「勝千代は其保勝千代といふべし、汝は与四郎を改て房師と可名付、則、其方達には、相洲の下北條を深可頼必二度世に可出、我は是観音なりしか、明神に頼れ、是迄現したり」、虚空を指て、飛うせるとひとしく、二十日のつき、山の端より出て給ふ、

主従歡喜して、今宵の月の御真体は、千手観音成とて、礼拝す、…中略…（勝千代殿を）氏綱公、則、御養子被成、御息女を被進、玉縄の城へ御徒移有て、北条左衛門大夫綱成に成給ふ、其時房師を改て、堀内丹後守重親と名乗、此時御直筆之御証文成被下書云、
享祿元（戊子）（一一五二）四月五日 綱成公御在判

堀内丹後守殿

これによれば甲斐飯田河原での武田信虎軍との戦いに破れ、親を亡くした堀内与四郎は、同じく親を亡くした主君の子、七歳の勝千代を助けて、関東に逃げ落ちる。そして相模の北条氏長者、氏綱を頼るようにならねばならぬ。最終的に氏綱は勝千代を養子として娘の婿にとり、北条綱成となって玉縄城に入ったとしている。

同家伝は玉縄城主の由来譚ともいえる内容で、その出自が後北条氏とならぬ関係ない人間が、後北条氏の中で大きな位置を占める人物になった経緯を、三島大明神・菅根・千手観音などに保証させている。戦国期における家や素性の獲得・保証という意味で、興味深いのが今は措く。

堀内与四郎は、年齢などを勘案すれば、僅か七歳にして親に死に別れた勝千代の親代わりのような役割を負い、福島勝千代改め北条綱成と、人生を共にしてきたことになろう。先に触れた宛所を「与四郎」とする三点の「戦国遺文」所収文書の差出は何れも「康成」（後に氏繁と改名）即ち綱成の息であり、与四郎は綱成の子息にも仕えていたと思しい人物である。

以上が田中本書写項に存在した一人の「与四郎」である。
さて、田中本が書写されたのは天文十九年（一一五〇）である。この時期を堀内与四郎の周辺にあててみると、後北条氏の出身ではない全くの他人であった福島勝千代が、北条綱成として名実ともに玉縄城主になる時期と重なる。諸説があるが、現在のところ初代玉縄城主は氏綱の弟の氏時。その次に氏康の弟が昌昌となり、この昌昌が天文十一年（一一四二）に三三歳の若さで没した後、綱成が城主となったのではないかと考えられている。そして更にもう少し詳細に、綱成は、少なくとも天文十五年（一一四六）までは、川越城主主代として活躍している、

実質玉縄城の名将として活躍するのは、天文二十年（一一五二）ごろからである

ともされている（前出・杉山博彬『戦国大名 後北条氏の研究』）。天正十九年はその前夜にあたる。

後北条氏の祖である北条早雲は、本姓は平氏でも伊勢氏である。北条姓を使い始めたのは、その息子の氏綱の代からとされるが（小和田哲男『北条早雲とその子孫』聖文社、一九九〇年六月、他）、早雲には、鎌倉北条氏の跡を襲うという意識が強く、自らが平氏であり鎌倉北条氏の後継者または再興者であることを強く自認しており、それが北条氏への改姓の理由のひとつともされる（佐藤博信『北条氏と後北条氏』『鎌倉遺文』月報一六号、一九七五年五月）。早雲の鎌倉北条氏に対する強い意識は、後北条氏の人々に継がれていたであろう。この環境は『極楽寺殿御消息』を伝える、または持ち込み得る環境ではある。

では、田中本にはこの堀内与四郎が田中本を書写したことを示す痕跡はないだろうか。ひとつ気になるのは、本稿の冒頭表^①で、尊経閣本と田中本の条数を比較した折、尊経閣本第二四条だけが田中本に採られていなかったことである。田中本は尊経閣本の他の条をひとつも漏れなく収めているのに、この条だけを落としている。当該条は二四条という全体の途中にある条で、料紙の欠落というような事故は想定し難く、田中本の個別事情による意識的な削除の可能性が疑われる。第二四条は次の通り継母に関する記述である。

尊経閣本二四条

一 ま、は、の事、ま、此事をひてふかくうらみある事、これ又おほきなるあやまり也。そのゆへは、ち、はそふなり。父のはからいとしてあるところを、子のみとして、は、を何かといひおもはする事は、ち、をあざむくにおなじ。されば父をあざむかん事は、そのつみのがるからず。たとひま、は、ひが事ありといふとも、をんななるうへは、さだめてあんくわのだりもあるべし。おやの心になふは、仏神の御心になふとひとし。我がは、にかはりておもふべからず。あさましき事也。返々能々心得て、おんびんの心あるべし。

この継母に関わるくだりを読みながら、堀内与四郎の周辺環境を念頭に置くと、その主たる北条綱成は氏綱の養子となった人物である。綱成（＝勝千代）は先述のとおり七歳の頃北条氏綱の許に來た。氏綱には瑞深院という妻が居り、彼女がその役にあたったかどうかは不明ながら、養母となるような人があったであろう。さらにそもそも、綱成の養父たる氏綱自身も生母、すなわち北条早雲の妻小笠原殿が早くに亡くなり、弟長綱を生んだ葛山殿が養母となって彼を育てたという。氏綱にとって葛山殿は継母ではあるが、大切な養母であった（小和田哲男『北条早雲とその子孫』聖文社、一九九〇年六月、他）。このような環境の中にあれば尊経閣本第二四条を落とす、ということもありえるようにも思えるのである。

以上のように堀内与四郎の周辺には『極楽寺殿御消息』を鎌倉北条氏の家訓書

として享受する場としての可能性がありそうではある。

本書を伝える田中稷氏旧蔵典籍古文書群には、もう一点、綱成の子息氏繁が、更に其子氏勝に書き与えた「出陣次第」とされた玉繩北条氏に関する記録が含まれていることも、後北条氏伝来の一書として、この「与四郎」書写の『極楽寺殿御消息』が伝来した可能性を疑わせる。

花押の確認とともに、大方のご教示を賜りたい。

(18) 前掲註(一)。

(19) 同書の資料番号は田中4343。書誌情報は「田中稷氏旧蔵典籍古文書目録古文書・古記録篇」に拠りたい。但し、同解題では本文を「五五条の途中から末尾」葉を除き欠失」とするが、これは中ほどの四紙が末尾に錯簡されているため如此見える故で、落丁などの事故による欠失はない。

(20) 前掲註(12)。

(国立歴史民俗博物館研究支援推進員)

二〇〇六年三月三十一日受理、二〇〇六年一〇月二七日審査終了

『極楽寺殿御消息』『西明寺殿御歌百首』翻刻

凡例

- 一 以下は田中穰氏旧蔵典籍古文書田中蔵に『極楽寺殿御消息并西明寺殿御歌百首』を翻刻したものである。
- 一 漢字仮名の別、改行箇所は原本の通りとし、『極楽寺殿御消息』には句読点・濁点を私に附した。漢字の字体は、原則として通行の字体を用いた。
- 一 「□」は虫損などによる不可読箇所、残画などによりある程度の推察が可能な場合、ルビに「:カ」とした箇所がある。
- 一 原本には抹消の縦墨線が引かれた箇所や抹消記号「ヒ」の附された箇所などがあるが、出来るだけ原本の通りに書き込んだ。
- 一 『極楽寺殿御消息』には、「序」・「跋」の記号及び、一つ書には冒頭から通し番号を振った。本論中の表①の田中本の番号と対応している。
- 一 『西明寺殿御歌百首』各首には、冒頭から通番号を附し、各歌末には、古典文庫第一八〇冊『中世近世道歌集』に収められた同種の「西明寺殿百首」から、A『西明寺殿御歌』・B『教訓和歌 西明寺百首』に該当する歌が在る場合、その番号を同本に附された番号で示した。

極楽寺殿御消息

序 抑申につけておこがましき事にて候へ共、親と

なり子となるは、先世の契まことにあさからず。さて世のはかなきこと、夢の中の夢のごとし。

昨日見し人けふはなく、今日ある人もあすはいかゞとあやうく、出る息入る息をまたず、朝の日は暮る山の端をこえ、夕の月はけさ

をかぎりとなり、開花はさそふ嵐を待ぬる風情あだなるたぐひ、のがれざる事は人間にかぎらず。されば老ひたる親をさきたて、わかき子のとゞまるこそさだまれる事なれども、老少不定の契を思へば、わかきもたのまれぬう

き世のしぎ也。いかでか人に忍ばれ給べき心をたしなみ給はざらん。か様のことをむかひたてまつりて申さむは、さのみ折節もなきやうに

覚る程に、かたのごとく書してたてまつるなり。つれづれなぐさみに能々御らんずべし。をのくより外にもらし給べからず。此

たび生死をはなれずば、多生廣劫をへてもあひがたき事なれば、たましく生れ

あひたてまつる時、後の世の忍び思出にもとて申なり。先心にもおもひ身にもふるまひ給べき條々事。

「一ウ

「一オ

01 一 仏神を朝夕あがめ申、心にかけて奉るべし。神

は人の敬にて威をまし、人は神の恵にて
運命をたもつ。しかれば、仏神の御前に参て
は、今生の身の能には正直の心を給らんと申べし。
其故は、今生にては人に用られ、後生にては
必ず西方極楽へまいり給べきなり。かたぐ
目出能なり。ためしなきにあらず。万能一心
にしかずと申事也。返々も此旨をあきらかに
申給べし。

〔2オ

02

一 みやづかへをし給事あらん時は、百千人の人
をば知給べからず。君の御事を大事の御事と
思ひたまふべし。みやづかへと申ことべちな
らず、しうの心事を大事に思ひたてまつる
より外に何事か候べき。然ばをのくの身の
能には、みやづかへより外は何事かたのみ給べき。
けんさいなどの能はその器量もみえ給はず。

いかにもしうの御事を一大事の事に思給
べし。命をはじめて、いかなるたからをもか
ぎり奉るべからず。たといしうの心おろかに
して、思しり給はず共、定而神仏の御□□めあ
らんずらんと思ひ給べし。みやづかへと思ふと
も、是もおこなひをすると心の中に思ひ
給べし。宮仕の事はなくして、しうの
御恩をかふらむと思ふ事は、船もなくして
苦海をわたらんとすることならず。

03

一 僧をそしる事あるべからず。をろかに思ひひ

〔2ウ

ばうせんは、仏の御身よりちをあやすに

〔3オ

似たり。大乘ひばうの者は、仏の冥慮にそむく
界二世のそんなり。今生にては聞人に無道の者
かなと面を見られ、うしろにては、是をそしる。
又後生にてはくろかねのはしにて舌をぬかれ、
くつうたとへなし。うかぶ事をえず。たゞ
貴とはかりをか見給べし。仏の利益無盡

なり。いかでかまよひのまへにしるべき。沙門は菩
薩のへんじて衆生を化度ある方便なり。

是非をいかでかはかるべき。親類又は子などなり
とも無礼なるべからず。只一切の沙門をば、善

〔3ウ

悪のところにいるはず、正身の釈迦仏とをがみ
申こそ、善をこのむ人にては候はんずるに、能々
信仰したまふべし。

04

一 よき花を見んにも、其枝をおらずとも、仏に
まいらせばやと心のうちに思ふべし。仏の前
にそなへずとも、仏は悦給べし。いづくの神
仏の御前なりとも心ざすによりて、まいらせ
ばやと思ひ給べし。

05

一 ちやうもんなどのざしきにては、よその人の
いかにさはがしくとも心をしつめ給べし。人は
さ、やきことなどする共、それによるべからず。さ侍
ていの人をばよそにて、心ある人のそしるなり。
能々ちやうもんをばし給べし。うけがたきは

〔4オ

人界の生、あひがたきは如来の教化、聞がたきは

仏のをしへ、尊むべきは聖教なり。

06

一 おやのけうくんをば、かりそめの事なりとも
たがへ給べからず。いかなる人の親にてもあれ、子
をわるかれと思ふ人やあるべきなれ共、是をも
ちある人の子はまれなり。心をかへし、目を
ふさぎて、能々あんずべし。わろからん子をみて、
なげかむ親の心はいかばかりか心うかるべき。されば
不孝共申べし。よき子をみて悦ばん親の
心はいかばかりかうれしかるべき。されば孝の子
とも申つべし。たといひがことをの給とも、年
よりたらん親の、物をのたまはん時は、よくく
心をしづめてき、給べし。「年老よはひ
おとろへぬれば、二たびちごになる」と申事の
候なれば、髪には雪をいたゞき、ひたいには浪をよせ、
腰にはあづさの弓をはり、鏡の影もむかしの
にはかはり、あらぬ人かとうたがふ。たまさかに
とひくる人はなし。心さへいにしへにかはりて、き、
ける事もおほえず、みる事も忘れ、悦べきこと
をば悦ぶ。皆是老人のならひなり。是を能々心
得て、老たる親ののたまはん事をば、あはれみ
の心をさきとして、そむき給べからず。過ぬる
方は久しく、行すゑは近く侍がことくなれば、
今いく程かの給べきと思ひて、いかにもしたが
ひ給べし。されば老しては思ひわたる事も
あるべし。それ又人にたいしてのことならば、
申なだめ給はんにかたがふ事あらん。身にた

「4ウ

「5オ

「5ウ

いしての事ならば、ともかくも仰にしたがひ
給べし。あはれ名残になりなむ後は「し
たがふべかりし物を」と後悔のみおほかるべし。

07

一 一人にたちまじらん、をとなしき人をば
親と思ふべし。わか、らむをばおと、と思ふ
べし。又おさなきをば子と思ふべし。いかにも
老たるをうやまふべし。又我よりわかきおさ
なきを子おと、と思へばとて無礼なるべからず。
とがをほうしんし、いとをしめと申心なり。

08

一 たのしきをみても、わびしきをみても、無常
の心を観ずべし。それにつけて、因果の
ことはりを思ふべし。生死無常を観ずべし。

「6オ

09

一 人と居ぐみたらん所にて、さかなくだ物ていの
あらんをば、我もともにとるやうにふるまふと
も、とりはづしたる様にて、人におほくとらす
べし。又それも人に見ゆるやうにあるべからず。

10

一 れうりなどする事あらば、人にまいらするより、
我におほくすることなけれ。さればとて、ことの
外にすくなくするもわろし。よき程にはか
らふべし。さ様の事返々す、み給べからず。

「6ウ

11

一 なげしの面に、竹くぎうつべからず。た、み
のへりふむべからず。さやの上にと、ず。世にも

はばかるべし。

- 12 一 御しゃくをとりては、三あしよりて、ひぎをつきて申て、三足のきて、又ひぎをつきてとるべし。或はせばき座敷、又女性の御前にては心うべし。

- 13 一 道を行に、さるべき人にあひたらん時は、すちかづかざらむさきに、うち、がふべし。たとひ賤き人なりとも、道をうち、がはむに、我もうちよけ、道在中にすべし。但便宜あしくば、所によるべし。殊に荷つけ馬、女姓、児こにはうちもよけ、おりてもとをすべし。時によりてなり。返々おろそかなるべからず。

- 14 一 女房などのたち忍ひたる所をば、返々みずしととをるべし。見ぬよしをすべし。つれたらんずるしもべまでも「みる事あるべからず」とかたく申付べし。

- 15 一 道理の中にひがことあり、又ひが事の中に道理の候。是を能々心得給べし。道理の中のひが事と申は、いかに我身の道理なればとて、さして我は生涯をうしなふ程のことはなく、人は是によりて生涯をうしなふべき事をわが道理のまゝに申。是を道理の中のひが事にて候と申也。又ひが事の中の道理と申は、人の

命をうしなふべき事をば、千万のひが事なれ共、それをあらはすことなく、人をたすけ給べし。是をひが事の中の道理と申也。か様に心得て、世をも民をもたすけ候へば、見る人聞人思ひつく事にて候。又はたすけぬる人の悦はいかばかりにて候べき。若よそにも其人も悦事なけれ共、神仏いとをしみをなして、今生をまもりたすけ給ふなり。

- 16 一 いか程も心をば人にまかせて、人のけうくんにつき給べし。けうくんする程の事は、すべてくわろきことをば申さぬことにて候。されば十人のけうくんにつきぬれば、よきこと十あり。又百人のけうくんにつきぬれば、よき事百あり。されば孔子と申せし賢人も十人の弟子をもちて、きをとぶらひ給とこそうけ給候へ。人のけうくんにつくべき事、たとへをもて申べし。たゞ我心を水のごとくにもち給べし。ふるきことばにも「水のうつは物にしたがふがごとし」とこそ申候へ。殊に老子経にくはしくとかれたり。返々人にしたがひ、人の教訓につき給べし。

- 17 一 我こそよみ給はずとも、経論などを不行もてあそび、文字をもよくしり、義をもよく心得給人によみだんせさせまいらせて、聴聞申され候べし。心は生得すくなれ共、さ様

「7ウ

「7オ

「8ウ

「8オ

「9オ

の事をちやうもん申さゞれば、智恵なくして
ころせばきなり。

18 一 いで立給べき事は、いかめしき人にも、さのみに

きたなまれず、又いやしきにもまじはり、よき
やうに出立給べし。見ぐるしき人の中
にて、返々いみじげに出立給べからず。人の
わろがる物なり。

19 一 扇は、いかにもよきを人のたびたりとも、百

文に三本ほどのをもち給べし。

20 一 いしやうのもん、大にこのみ給べからず。おなじ「9ウ

く人にさし出て、色□しき様な物をき給
べからず。

(20) 十一 いしやうのもん大にこのみ給べからず

21 一 馬は、五寸より内の馬にのり給べし。大なる

わろし、さのみちいさきもけしからず。よき
程をはからひたまふべし。

22 一 力などのつよくてもつべしとは思ふ共、大き

なる太刀、かたな、人の目にたつ具足、もち給
べからず。人のにくむ事也。斟酌あるべし。

23 一 ふるまひも、家いしやう、もちぐそくなども、
ぶんげんにしたがひてふるまひ給べし。事に
「10オ

すぎぬれば、かならず人のわらひある事也。
又後もしとげがたし。

24 一 ばうばひなどの、しうよりはなつく事あらば、

我身の上の事よりなげ給べし。其人の
ひが事など仰あらばよさまに申べし。当座
は御心にたがへとも、後は心にく、思食事也。

25 一 人のうしろ事、返々の給べからず。よき事をも

このみて人の事をたまふべからず。善悪
はしらねとも、先うしろ事のさたあると聞
ては、心もとなく思ふ事也。よき事を申き、て
は悦なれ共、さなしとて、何かくるしかるべ
き。ともにもつてしんしやくすべし。

(尊経閣本24条、田中本にはなし)

26 一 腹の立時は、下部などをしかりかんだうすべか

らず。はらゐて後、かんだうするもの、過し
かたのよき事と、今のふるまひを能々思いだ
しそろへて、忠はすくなく、とがはおほくば、せめ
てもあり。さなくして腹のたちのまゝにあら
ば、後悔あるべし。

27 一 わが下部と人のしもべとさうろんする事
あらば、おなじ程の道理なりとも、我下部を
ひがこととさたむべし。人の成敗あしからむ
「11オ

時は、後に人に申あはずべし。当座にていふべからず。

28 一 我をうやまふ人のあらん時は、其人よりも

下をうやまふべし。又我をうやまはぬ人なればとて、うやまはざらむ人はあしき事也。

いかにも仁義は人にかはらぬ事也。さ様の人をば、恩をもてあだをほうずる道理と心得て、猶もうやまふべし。

〔11ウ

29 一 みだれあそばむ所にて、おとなしき人の、いさ

みほこればとて、ともにくるはんことは能々心うべし。鶴のまねする鳥の様なる事にて

やあらんずらむ。いかにくるひあそぶ事有て、酒にゑいたり共、我よりおとなしき人のあらむ所にては、つねに袖をかきあはずべし。何とさはがしくふるまふとも、ふみ所をは能々見たまふべし。

30 一 人のもとへ行たらん時は、其家の内に人有て、ひま

よりみるらんと心え給べし。さればとて、あやしけ^{にか}目をつけて見べからず。かべにみ、天に目の心あるべし。

〔12オ

31 一 一人の親にても、子にても、男にても、妻にても、

をくれてなげかむ家の近き所にて、其所へきこゆるばかりにわらふ事、ゆめ／＼あるべからず。なげきは何事にてもおなじかるべし。

ともになげくこゝろあるべし。

32 一 いそがしき事もなきに、馬をしきりにあせり

鞭をあつべからず。しうの御入の所にて殊に馬をはやむべからず。

33 一 ばうばいとうちつれたる時の馬うち人は人

すくなくば五きが程、おほくば三きが程へだつべし。但事によりてふるまふべし。

〔12ウ

34 一 きばうちのこと、おほかたは半町につねの人うつ

なり。但 夜みち山道用心の事などあるべし。しうの下知をまもるべし。

35 一 いやしき人なり共、道のはたにあまたあらん

時は、案内をいふべし。すこしもそんなき事也。いやしきものにあひてちんしをいだしこと、殊にくちおしきわざ也。

36 一 我用にもた、ぬ物の命を、いたづらにころすべ

からず。生ある物をみては、事にふれてあはれみと思給べし。いやしきむしけらなれ共、命をおしむこと、毫髪も人にかはるべからず。身にかへても物の命をばたすけ給べし。

〔13オ

37 一 我身をさりても、人の用をきくべし。事か

げざらん用をいふべからず。内外なからん人

にも、心をかぬ体にて斟酌あるべし。あまりにことごとく其色をみすれば、人用をいはず、されば人愛なき事也。能々心得給べし。人の用をば大なるをき、我は少き用をいふべ。

38 一 人の用を仰られ候はんする時は、用を仰らるゝ事「13ウ

うれしきよと思ひたる体にて、やがてき、給べし。さなくば、さはくとせいもんにて、なき由を申さるべし。

39 一 我たによき人にはよくあたり、わろき人にはわろ

くあたるとは、返々くちおしき事也。畜生の犬などこそ、よくあたるとは、尾をふり悦び、又わろくあたるとは、にげほゑなどし候へ。人となりぬるかひには、よき人には申に及ず、あしき人にもよくあたり候へば、わろき人も思なすなり。

もし其ま、なれ共、神仏のいとをしみ給事也。みる人間人はをほむるなり。今生に「14オ

人にわろくあたれば、又後生にて人にわろくあたられ、すべて因果つくべからず。今度因果をばたしとむる様に、わろき人にもよくあたり給べし。人よくば前世を悦び、人わろくば我さきの世を恨べし。

40 一 人にも用を申候へ、人の用をも聞候へ、すくくとあらんずる程の事をの給べし。先か様に

申て、又後にか様に申べきなどのはあるべからず。あき人などの事は、あきないをむねとするに

こそ、さ様に心はもち候なれ。それさへ人によりて申事也。人に心を見え候事なるべし。又人の方より物を給候やくなどをうけ給候事候はゞ、仰にはしたがふ共、先斟酌あるべし。「14ウ

41 前 一 人のをしへ事、教訓に返々つき給ふべし。

猿と申けだ物だにも、人のをしへ事をする
と見たまふべし。

42 一 物をかい候はん時は、ぢやうを一度に申べし。た

かくかうもゆはれなし。こと葉をつくすはいやしき事也。又やすくかうもつみなるべし。あき人はそれにて身をすぐれば、せめてなり。「15オ
さなき人のとかく申は見ぐるしき事也。

43 一 人の心をもつべき事、ある人のいはく、只人

の用を申にいたむ事なし。だからをこはるゝをいたまず、所領を人のほしがるにいたまずとらす。其時此事上へきこえて、彼人を召して心を尋らるゝ時申事は、前の世にて人に用をこそ申つらめと思候程に、それを返と心得ていたみなし。さいほうのごとく所領とらすこと、昔を思ふにたれか他人ならぬ人候。よにかなはず、めこともしんるい蕃蕃提善提心をおさむ
には、其身のためと申候程に、我だからをおしますと。賢人なりとて、天下にめしいだされて政をもんは、にせんにうれふる事なしと。返々

「15ウ

心おもむきをばか様にもち給べし。

- 44 一 心得たる事にても候へ、おとなしき人にとはるべし。ふるきことばにも「知てとふを礼とす」と申事あるなり。

- 45 一 何事もよき事のある時は、あしきことあるべしと思ひて、こむずるさきをなげき、あしきことのある時は、又吉事あるべしと思ひて、心をなぐさめ給べし。生悦あれば、必ず死するなげきあり。さればさいおうといひし人は、此心を能知て、善悪を思はて終努。

- 46 一 人の年によりてふるまふべき次第、廿ばかりまでは、何事も人のする程のげいのうをたしなむべし。三十、四十、五十までは、君をまもり、民をはぐみ、身をおさむることはりを心得て、仁義たゞしくして、内には五戒をたもち、政道をむねとすべし。政道は天下をおさむる人も、又ふうふあらん人も、義のたゞしからんは、かはるべからず。さて六十にならば、何事も一篇にうちすて、後世一大事をねがひて、念仏を申べし。其年にいたりては、子はうせ、子孫はたやすとも、うき世に心をかへさず、それをいよく道のすめとして、我は此世になき物と思きり給べし。親を思ひ子を思ふとて、無常の風に一たびさはれし人、又やかへりけむ。おそろしきや

「16オ

「16ウ

地獄のくるしみ、今生の夢みる程の事だにもつきず、まして地獄に落て大くなうをうけて、なんこうと申事もなく、かなしからんはいかばかりぞ。たくはへも後の世のためにはいらず。能々心得たまふべし。

- 47 一 つみをつくり給まふじきたとへに、一寸の虫にも五分のたましゐとて、いやしき虫けらも命をおしむ事我にたがふべからず。たとい貴命などにて、鶺鴒かり、すなごりをすとも、返々悪ごうをはなれ、仏のにくまれをかふり候はぬ様に心得給べし。又其事こそあらめ、人のわづらひ、なげきをおい給べからず。なげきと申は、つくり物などすこしもそんなし給べからず。子孫にむくひ、後生の大事也。又今生界にてもそれ程のくるしみあるべし。

「17ウ

- 48 一 人のむねの内には、蓮華ありて其上に仏をします。朝には手かほをあらひて、心をきよめ、彼仏を念じ申べし。精進の物をくはざるさきに魚、鳥をくうべからず。返々あさましき事也。其上、うを、鳥は、父母のししむらなりと申せば、あながちにこのみ給べからず。殊に六齋日、十齋日には、もろくの諸天あまくだらせ給て、罪の善悪をしるさる、日なれば、時をも精進をもして、神仏にみやづかへ給べし。出家はいつもおこたりなし。か様の日は在家

「18オ

のためにやと思給べし。月に六日、十日わうしやくの事なるべし。

49

一 仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなほに、後生も極楽にまいる。親のよきものは、子も天下にめし出さるゝ事おほくあり。それ我力にあらず、神仏の加護し給存也。何事も弓矢を

はしめて、朝夕なき事也。上として名をあらはし、徳をしらせ給事、憲法正直にすぎたる

「18ウ

事あるべからず。親のなをき子は、其身の心ならで人にしられ、芳心の儀あり。されば子孫繁昌何事か是にしかんや。仏法さかなれば魔法さかなり。末の世に仏法を本とせん人、子孫つぎにや

あるべきと申事あるべし。仏神は人をまたくわろかれと思ひ給べからず。天魔人をまたくよ

かれと思ふべからず。しかれば善事、悪事につきて子孫も繁昌し、又子孫もたえぬべし。ふるき

詞にも寸善尺魔と申事あり。能々心得て物にさまたげられ給べからず。

「19オ

50

一 経文には、女は仏になりがたきととかれたれども、八歳の龍女をはじめとして、女の仏になる事、其数をしらず。殊女人は心ふかくしやうあるにて、一篇に念仏し、後生をねがはゞ、往生極楽うたがひあるべからず。

51

一 女の心をもつべき事、むかしより今にいたるまでをしへ、女はやさしく、事のしのびやかなるをほん

とせるなるべし。又女の物をねたむ事返々心せばくうたてしき事なるべし。一河のながれをくみ、袖のふりあはせだにも多生の契と申せば、一夜のかたらしなりとも、さきの世の契ふかゝるべし。今を「19ウ

はじめと思ふべからず。又縁つきなば、いかばかり契ふか、れと申とも、かなふべからず。来るもさるも因果なりと心得てあるべし。されば心は半縁と□

少々思はずなる事あれ共、心ざまよきにははぢ、あしきにははなるゝなり。物に心得やさしければ、

おとこはづかしく思ひ、いとをしみふかし。昔いまそのひつかけおほし。縁つきて其おとこに

はなるゝ事もあり、又縁はやきは、よそにて人のみるも聞もやさしき事に申なり。仏神

もあはれみをたれ、今生、後生めでたきなり。

「20オ

52

一 人の妻をば心をよくみて、一人を定べきなり。

かりそめにも其外に妻とさだめて、かたらふ事なかれ。ねたましき思つもりて、あさましき事

あるべし。さればそのつみにひかれて、必ず地獄に落ぬべきなり。ひじりなどの一生不犯なるはいかゞし給。一人おかすだにも仏性をたつことうたがひ

なし。ましていかばかり罪ふかゝるべき。六斎日、十斎日に女にとつく事あるべからず。此日などにつき

て生れぬる子は、其身かたはにあるべし。又は親のためにをんてきとなりぬ。ぬすみ心を

本として悪事をこのむなり。

「20ウ

53

一 仏神の御前をとをり、又は沙門に行あひたらん時は、馬よりをり給べし。人などうちつれ、又は合戦の場にては、おりてあしきことあらば、かたあぶみはづして、鞍にふして、三礼をすべし。よき程ならば、をりたまふべし。

54

一 しょう、おや、其外うやまふ人のうちおくりを申ては、其人のうしろかげのみえ給程は、御前にあて奉公をいたすごとくに、そなたへむきて畏て、礼をいたすべし。其内に立ゐなどをすべからず。まして弓などもゐる、馬にもゐるべからず。弓などゐれば、いましき子細もあるべし。 「21オ

55

一 一人に道にてうちあひたらん時は、いそぎ弓をとりなをし、うやまはゞ、弓手にひきよけ礼をいたすべし。同程の人ならば、弓もたすばいそぎもつべからず。うやまはゞうちをくるべし。いやしき人なりとも、おくらば馬をむけて礼を能々申べし。かへらばすこしもをくるべし。人よりも礼をばしすぐすべし。

56

一 兄弟あまたありて、親の跡をはいぶんしてもちたらんに、惣領たる人は公方をつとめ、庶子を心やすく思はずべし。まつたく恩と思ふべからず。我かれらを扶持すべき物と親も見給、仏神も御はからひあり。又は前生のしゆくしょうもあるらんと申て、よきをばよきにつけ、あしきをば我みすて、は他人

は誰か扶持すべきと、殊あはれふかゝるべし。

57

一 庶子として思ふべき事、いかに我は親のもとより譲をえたり共、扶持する人なくば、たからにぬしなきがごとし。只今惣領の恩と思ふべし。さればしょうとも、親とも、神仏共、此人を思ふべし。 「22オ

たとい庶子の身にて君にみやづかふとも、惣領の儀を思て、我かくべちと存べからず。

たゞ君とあにとをならぶべし。又、惣領、庶子のかなしみのあらんを、各別とてみはなすべからず。ふるき詞にも「六親不和にして三宝の加護なし」と申也。

58

一 わが妻子の物を申さん時は、能々聞給べし。ひが事を申さば、女わらんべのならひなりと思ふべし。又道理を申さば、ことわりと思ていかにも感じて「是より後にも、か様の事をばきかせ給へ」といさめ給べし。女なればとて、いやしむべからず。天照大神も女体の宮にておはします。又神宮皇后も、きさきにてこそ、新羅国をばせめしたがへ給しかば、おさなきとていやしむべからず。八幡大菩薩は胎内よりことをはからひ給ためしありき。老たるにもよるべからず。又若にもよるべからず。心正直に有て君をあがめ、民をはぐ、むをこそ、聖人とは申なれ。

59

一 子なきもの、罪ふかきは、後生をとぶらはれざる事はさてをきぬ。「年ごろの過るまで、うき世にまじはる事のかなしきよ」と申人ありし也。子なくして

譲る方なしとて、かぎりある死ごをのぶべきか。 「23オ

もつ所のざいほう、仏神に寄進申すとも、又人にたてまつる共、あまる事ありがたし。かしこかほにするとも、炎魔の使のがれがたし。年過後世をねがはぬ人をば、仏神のにくみ給なり。

60 一 少のとがとてをかすべからず。我身をすこしなり共、

きりもつきもしてみるに、くるしみなき事あるべからず。女などのたとへに、身をつみて人のいたさをしると申。本説ある事也。

61 一 旅などにて、夫、馬などに、おもく荷をもたすべから

ず。只あゆむだにもくるしみあり。いかばかりくるしか 「23ウ

るべき。又それによりて、やまうなどする事あるべし。

其時は事をかくべきなり。返々あひいたはるべし。

おなじ人をつる、とも、荷などもちても、さのみかなしみのなき人とつるべし。馬も同事なるべし。

62 一 一人の方へ、状などまいらせん時は、いか程も紙、墨、筆

をと、のへて、よくかく人にか、すべし。手よくとても、おさなき人の、文字もと、のをらぬをば斟酌すべし。又あく筆などにて申は、返々びろふ

のことなり。又自筆はこの比ゆつりなどにもちひ

らる、事あれば、ひろうあるまじきことなり。それさへ仮名とまなどの文字のをき所をもしろずは、斟酌あるべし。 「24オ

63 一 所領をもたずして、代官をばねがふ共、代官をもたず

して、所領をばねがふべからず。又代官は一人を定べし。

64 一 堂塔をたて、おや、おうちの仏事をし給はん時、一

紙半銭の事にても、人のわづらひを申させ給べからず。千貫、二千貫にてもし給候へ、一紙半銭も人のわづらひだにも候はゞ、其善根みなほ

むらとなりて、人をとぶらは、弥地獄に落、又

わが逆修などするとも、今生よりくるしみあるべし。 「24ウ

たゞわが涯分にしたがはむ程の事を、善根にはし給べし。たゞよのつねのことだにも、少もひが事は、仏神の

にくみ給事也。ましてさま様の仏法の事に、ひがごとは返々もくちおしき事なり。湯をわかつて大海に入たるがごとし。

たとひあにおと、などが、われは親の仏事を

するに、せずともわづらはしや、などとおもはる、様にき、しれことは、恨みごと申給べからず。機嫌よき

哀々うたてしき事かな、過分までこそなしとも、

かたのごとくの心ざしをばしたまへかすと、折く

教訓申て、我は身をすて、すべし。されば人もげ

にもと思ふなり。ふるき詞にも、善人の敵とはなる

とも、悪人の友とする事なかれ、と申事是也。長

者の万燈よりも貧者の一燈と申す事をしるべし。 「25オ

65 一 いかなる大善根をするとも、我はよくしたりと思ひ、

又は人におとらじと思ふ心候はゞ、てんまのけんぞくと成て、つみはかさなる共、みぢんばかりも利益あるべからず。ごうをかさぬるなるべし。

益あるべからず。ごうをかさぬるなるべし。

66 一 人を見るに、悉よき物はすくなし。一もよきこと

あらば、それまでと思て、人をえらぶべからず。

我心だにも、よきと思ふ時もあり、又わるきと 「25ウ

思ふ時もあり、いかでさのみ人は心にあふべき。親類、

子どもを、めしつかふ共、さのみけうくんし給べからず。

恨あれば我をすてぬほかにてあしからんはなし

かるべし。されば、おほえずして人をいさむるは

聖人にあらず。

67 一 何事にても、勝負にまけたらむ時は、いそぎふるまう

べし。我勝たらん時は、せむべからず。勝負の事

申いだす事なかれ。

68 一 奉公もなからむ人の、きびしくよくあたらんをば、子細

ありと思ふべし。たとい云事なし共、始終のしり 「26オ

ことにてはあるまじき也。其故は、我はよくあたり申せ

ども、させるしるしもなきとて、事ならぬことによりて、

定不審出来べし。

69 一 人の物をおいては、いそぎ沙汰すべし。かりそめ

のことなりともさたすべきなり。もしかかなはぬ

事ならば、いそぎ其由をわびなげき能々の給べし。

70 一 傾城白拍子のあらんざしきにては、是を道の

物なればとて、はうに過てなれくしき事をいふ

べからず。たゞふつうなる様に、こと葉をもいひ、ふる

まふべし。事過ぬれば、はぢがましき事もあるべし。 「26ウ

71 一 傾城を、人とあまたよりあひてとめん時は、みめも

わろく、いしやうもなきをとむべし。よきは人の

心をかくるなり。あしきは人もすさめ、又わが心もと、

まらぬなり。一夜の事はいか程かひさしかるべき。

けいせいもうれしみおほかるべし。

72 一 ほかへ行て、我家へ帰らん時はいか程かひましかあ不

きにも、さきに人をつかはし、ひきめをもち、声

をもたかくすべし。身ひとりかへる共かくの

ごとし。この中によき事おほくこもれり。

73 一 人のせう又さらぬ用をもき、給べし。人のなげ 「27オ

きをえつれば、我うへに申事のかなはぬなり。よも

かなはじと思ふ事の、かなひたらば、いか程かうれしかるべ

き。まして道理と思ふことのかなはずば、いかばかり

かなしかるべき。上へむけて賢人はなきなり。

ひが事あれば罪科あり。それにおそる、物は、

いやしきにたいしての賢人こそしかるべき事なれ。

74 一 物こいの家に来たりたらんには、かたのごとくなりとも、

いそぎくゝとらすべし。たといとらせずとも、あはれ

みの心こと葉あるべし。いはんや物をこそとらせ

ざらめ、じゃけんのこと葉をいふべからず。それも仏 「27ウ

の御わざ也と知るべし。

75 一 所領などしる事あらば、いかにわびしげなりとも、はぢあらん人のきたらん時、これへくとの給ふべし。さればとて、きびしくいふべからず。人のしなによるべし。百姓などの出来たらん時は、びんぎあらば酒をものますべし。さればおなじ公事なれ共、いさみいでくるなり。又百姓のしうさなればとて、かはくとしかるべからずと人にも申付べし。

76 一 人に物をぬすまる、事あり共、ことかけざらんには、あらはすべからず。たちまち人の生涯をうしなはする事也。後世の世にも因果のがれがたし。〔28オ

77 一 百姓のかき内などに、いさ、かなるくだ物にても、そのにつくりたる物にても、さしたる事なからんにこうべからず。此心をしられぬれば、心ざしにいでくるなり。されば事かくる事なし。大事の用あらん時は、此事よりもこひもとりもすべし。但をんびんの使にてこうべし。いたはる事なければ、むつかしくなどいひて、用事なる物をばつくらぬなり。さればまめやかなる事をかくなり。百性をいたはれば、徳もあり、罪もあさし。〔28ウ

78 一 人の心のよかるべき事、たとへをもて申なり。おなじ夜を悦ぶ人はなしなりとも、やみの夜を悦ぶ人はなし。月の光くまもなきをば悦び、おなじ鏡なれとも、くもる鏡をば見んといふ人はなし。くもらざるかゞみをば、そゞるなる人も見たがるなり。いや

しきしづのおしつのめなれ共、あきらかなる日の光、くもらぬ鏡をしらぬ物はなし。いはんやおなじ人なり共、よからんをこそたつとめ、あしきにしたしむ人はなし。人はさてをきぬ。神仏のめぐみもあり、はりもあるべし。されば人の心はよかるべし。〔29オ
能々心得たまふべし。

79 一 神明は人をかゞみとせむとちかひ給。其事をせうらんなきにはなけれ共、人の心をすくにもたせむとのちかひあるにてなり。されば彼神国にありながら、心ゆがみなば、いかでか神明の御心になふべき。人をかすめたる事あれば、それにまさりたることかならずあるなり。それをぐちなるものはしらぬにてこそ候はんずれ。能々心得給べし。

80 一 我身はたらずとも、心せばきけしきを、人に見すべからず。後世までもあしかるべし。さればとて法にすぐれてあるべからず。よき程にはからひ給べし。人に物をとらすれば、それ程諸天又あたへたまふなり。〔29ウ

81 一 いかなる事を人はいふとも、せむなからんに一言葉にてもろんすべからず。よそにてきく人のよにおこがましく思ふなり。返々ゆへなき事論ずべからず。

82 一 二人つれて道をゆかむに、たがひに下の心は、うちとけ給べからず。これは旅人につれさせ給はん時の事なり。さればとて、きもありがほ

にみえ給べからず。

83

一 酒のざしきにては、はるかのすゑざまでも、つねに目をかけ、こと葉をかけ給べし。おなじ酒なれども、情をかけてのますれば、人のうれしく思ふ事也。殊にひらうの人にはなさけをかけたてまつるべし。うれしみふかきによりて、人の大事を大切にするなり。

「30オ

84

一 人の身にどんよくといふ心あり。其心に我身をまかせ給べからず。彼心をこくそつのつかひと思給ふべし。かの心にさそわれて、地獄に落ちる也。どんよくの心にて、一紙半銭の物にても、ゆへなき物を取りぬれば、今生にては千倍、百倍の物をうしなひ、後生にては地獄におつる也。返々仏神にも申べし。

「30ウ

85

一 罪科至極したるぬす人を、我は公方へうたへぞんざいれども、仏神のはぢをかぶり、じめつするなり。又よその人のうたてにてそんずるなり。其時心ある人は、我物をぬすまれて、申さざりし事のやさしさよと、いよ／＼かんずるなり。

86

一 一人の人をぬす人とさし申すとも、ぎょう物ろけんの儀なくば、ゆめ／＼もちる給べからず。其人はたとひすごしぬとも、向後人のにくからん時は、そら事を申つくる人あるべし。

「31オ

87

一 病氣な□^として、いかにわびしく共、さるべき人のきたらん時は、こなたへとしやうすべし。

88

一 唐土にくろをさると申事のありし也。我は人の方へかぎりある田畠こそあらめ。くろをばそなたへつけ給へと申、人は我方へつけよと申。か様に論ずるを、りん国のものせうのために、わうぐうへのほりけるが是を聞いて「人はいかなればこれ程やさしくよくをはなれん」と申に「我はせうにまいるこそ返々ふたうなれ」とて、それよりかへりぬ。是は其国の王の御心の賢わうなれば、りん国までかくのごとく徳ゆうのあるこそめでたけれ。返々たかきいやしきにかぎらず、どんよくなく、正直ならんと、神仏にもいのり申べし。

89

一 馬にのりて高き坂をゆかん時、生ある物なれば、くるしからんと思て、ひきとめてやすむべし。いはんやよはからん馬にのりて高き坂をのぼるべからず。おりてひかすべし。ちくしやうは思はなくしてかなしみふかき物也。能々心得給べし。

90

一 弓矢の事はつねに義理をあんずべし。心のかうなると弓矢のぎりをしりたるとは、車の両輪のごとくなり。義理をしないと申は、身をも家をもうしなへども、よはきをすてず、つよきにおごらず、義理をふかく思ふ。是は弓矢とりの、其

「32オ

ぎりはぶさたなれども、敵をほろぼすはかうの
ものなり。おなじくは車の両輪のなふごとくに
心得給べし。ふるきこと葉にも「人は死して名を
とゞむ、鹿は死して皮をとどむ」と申事あり。
命も又身のなり行こともさだまれる事也。
おしむにおしまれず、ねがふにきたらぬ道
理をしり給べし。

「32ウ

91 一 船にもものりならひ、河をも心得、山をもつねに
心得、さむきあつきをも、只ならひ給べし。

92 一 たはぶれなればとて、人のなんをいふべからず。
我はたはぶれと思へども、人ははづかしきにより

て、あやまりあるべし。たはぶれにも、人のうれし
かる事をたまふべし。よろづにはゞかり、情ふか、カるべし。

93 一 いかなるしづのめなり共、女のなんをいふべからず。
いはんやはぢあらん人のことは、中／＼申におよば

ず、よきことをつねにさたすべし。あしき事
をばかくし給ふべし。是を思わけぬ人は、我

「33オ

身にはちがましき事あるべし。すこし
もかうみやうにならず。

94 一 旅人とあまたつれて河をわたらんには、子細を
しりたりともさきに人をわたしてわたるべし。

又河をわたりたればとて、事ありがほにむか
ばきをうつべからず。よそにて人のしかるべからず

思ふなり。人のなきかたへむきて、しのびやかにうつべし。

95 一 事にふれて、世間にはゞかりふるまふべし。はゞ
かりだにも、なきやうなれば、つねの極にみゆるなり。」「33ウ

96 一 ばく多きの事は、くちおしき事なれ共、不
思議に人にまじりあひたらむ友をあざむく
べからず。便宜によりて心得給べし。人の心をと
らんがためなり。我身それを知る事、ゆめ／＼あるべからず。

97 一 よそへうち出る事あらん時は、十人出ば二三人さき
にたて、出給べし。又まことの弓矢の事に
きては、時のさうはんカによるべし。

98 一 まことにすごしたる事にもあれ、又ふりよ
の外の事にもあれ、なげかしきことの出来
たらんをも、あながちになげき給べからず。是も

「34オ

先世のむくいなりと思給べし。猶もなげかる、
心あらば、つねに此歌をすさみ給べし。

うき世にはか、れとてこそ生れけめ
ことはりしらぬわがころかな

99 一 しうの仰なりとも、よその人のそしりをえ、人の

大事になりぬべからん事をば、いかににもよく／＼申べし。
それによりて、かんだうをかぶらんは、くるしかるまじき
なり。能々案ぜさせ給はゞ、道理にきゝて、いよく／＼かんじ
給べし。又神仏もめぐみ給べし。一たんあやまり

て、しうの仰なればとて、さればと申さんは始
終その心にもたび、神仏の□^{心方}なりを蒙べし。 「34ウ

100 一 我身はたら□^かずして、よき物をこのむ事おほきにあるべからず。いよくすいへのもといなり。又道理をけんざいにては、そむき因果をしらざる人と心ある人思ふべし。

101 一 いかにも人のため、世のためよからんと思給べし。行末のためと申也。しろき鳥の子は其色しろし。くろき

とりの子はその子くろきなり。たてといふ草はからくして、其すゑをつぐなり。あまき物のたねはおとろふれ共、其あちはひあまし。されば人のためよからんと思はゞ、すゑの世かならずよかるべし。我身をおもふばかりにあらず。 「35オ

102 一 しう、おやの前にて、ずゞをつまくり、かた手をひき入、物を大口にくひ、或はやうじをつかひ、つはきを遠くはき、ゐねぶりをし、口をあき、したをさしいだす。おほきにこれびらうのさうなり。心得給べし。

103 一 船はかちといふ物をもて、おそろしき浪をもしのぎ、あらし風をもふせぎ、くかいをもわたるなり。人間界の人は、正直の心をもて、あぶなき世をも

わたり、神仏のたすけ給なり。正直の心は、^めそいどの旅にもむかはん時、しでの山の道をもつくり、
「35ウ
三つの河の橋をもわたすべし。正直といふ物は
大かたをき所なき程のたからなり。能々心得給べし。

返々正直に心もち給べし。正直のむよくなり。むよくは後生のくすりなり。返々夢の世のいく程ならぬ事をくわんずべし。

しでの山あしき道にてなかりけり
心のゆきてつくとおもへば

さうつ河うれしき橋と成にけり
かねて心のわたすとおもへば

極楽へまいる道こそなかりけれ
心のうちのすゑぞなりぬる

ごくらくの道のしるべを尋ぬれば
心のうちのころなりけり

「36オ

104 一 一人の主人と家人の事、まことにわたくしなく、身を忘て主人のためを存て、主の不儀

不道を歎といふとも、主人は用る事すこし

きにや。如此忠信の思は、君により主人より
ていさむべき也。心中のわたくしなきを本として、

いさめんには、かへりて我身を信すべきなり。相
構々主人の真実にしたのみもちゐらるゝ身

に成てわたくしをわするべきなり。

「36ウ

105 一 人中に立まじはりて、心得べき事わかき時は

友だちの中にて自他心底をのこさず雑談□

のみなり。いかに人はうらなく雑談するとも、さ右
なく口にまかせたることをいふべからず。およそ人中

にては物いふ事のなきは第一の故実也。たはぶ
れことをいひて、たがひにうらなくたはぶる、

時は、我一人所存ありがほにふしめたちたる
は、人のにくむなり。自面うら／＼としてうち
わらひて時／＼こと葉すくなにあひしらふべし。
又大酒などにてみだれたる座処をば能々みつ
くろひて、まぎれ出て帰り出べし。

「37オ

106

一 或はさかくるひ、或はおこがましき人のまじはり
たる所をば、あなかしこ、すべりのくべしと
いふなり。おほかた奉公の人は、かねて其内におと
なしきばうばいなどの、けちくしくたのみかひ
もありぬべく物にも心得たらん人をうちたのみで、
万事扶持しをしへたまへなど、いひ契てをくべし。

107

一 御所中のつばねまちなどゆめ／＼のぞくべ
からず。又女房ひてうなどに人すくなからん時物
いふべからず。すべて男女の間の事□□をもあ
ながちにみあいすべからず。まして言葉のたはぶれ
など、ゆめ／＼あるべからず。此道を得たるを男の
秘術ともいふなるべし。能々心得給べき者也。

「37ウ

跋

返々はづかしく思たてまつれ共、命はさだま
りてかぎりある事なれば、いつをそれ共しり
がたし。其上時にのぞみてのありさま、或は物をい
はずして、はかなくなる人もあり。あるひは弓矢
によりて、此世をそむくたくひもあり。露の命
のさだめなく生死無常の風にしたがふならひ、
其名ばかりはかげろふのあるかなきかの風情なり。

「38オ

よろつ思ひいだすま、をはゞからず申也。これをもち
ぬたまひたらん程にあしき事ことにて候はゞ、わろ
き事をおやのたまひけるよと、其時思給
べし。是をもちぬたらんをば、けうやうの
至極と思ひたてまつるべし。いでこん人のうち
に、もし百人が中にてても、又女姓^{メド}などの中にてても
是をもちぬ給人ありて、さては昔の人の
つたへけるかと、思ふ人やおはしますとて
申なり。人の親は子にあひぬれば、□□がましき
事のあると申は、これやらんとおほゆると、思ひ給
はんずれ共、さりながら心しづかに二三人よりあひ
たまひて、御らんずべし。たゞしかやうに申
事をは、親の我をけうくんするばかりとは思ひた
まふべからず。末の世の人をけうくんすると心
得給べし。返々おかしくつ、ましき事
なれば、他人にもらしたまふべからず。いにしへの
かたみとこれを見たまひて、一声南無と
なへたまへよ。

「38ウ

(白紙)

「39ウ

西明寺殿御歌百首

- 1 ほとけをは三度礼しておかむへし三身の徳ましますかゆへ
- 2 ちはやふる神を再拜する事は本地垂迹これあらたなり
- 3 をしなへて人は一度礼するはその威徳をもうやまふかゆへ

01 A

07 03 B

53	子をまうけとしころなりといへる共女に心打とけなせそ	24	35
54	人のめのあまりに物をねたまむこそふたりの恥をかくもとひなれ	36	35
55	世にこらて物をねたまむ女をはいそき暇をいたすへき也	37	37
56	物まうてもの見このまむ女をはふてうのものとかねて知へし	35	39
57	そは男もてる女のくせとして人のうへをはそいて腹立	38	38
58	たはふれも一度二度こそおかしけれさのみになれば腹ぞ立ぬる	32	32
59	あなかしこ返々もすましきは傾城くるひはくちすいきやう	22	22
60	へたてなくいかむつふる中なりと男なからん所へないそ	34	21
61	垣ねには人のあるそと思ふへし露塵程もぬすみはしすな	66	66
62	侘人の世にある人をうらむるはた、腹立はつくみ悦ふ	60	53
63	はつかしや人のもちいぬうらみことしても何せん身こそつらけれ	32	54
64	むつふ中たとひ不思議の事ありてわれと聞すは恨事すな	33	33
65	大事をは我とはからぬ事なけれ心へたてぬ人にとふへし	40	40
66	しる人のひとをうとまぬ事あらし我物おしし人の物こゝ	41	41
67	いつとなくおもて猿楽物もらい一度二度こそおもしろくあれ	51	51
68	いとおしく思は、物をくれよかし無益のものは言葉かいしやく	49	18
69	よき物を人にあたへす我はかりくうは捨たる心ちこそすれ	57	57
70	我心鏡にうつす物ならはさこそ姿のみにくからまし	01	01
71	あそはんにくけに人の物いは、知ぬよしにてとかめはしすな	04	04
72	人にく、我もいひても詮もなくしらぬさかしらしても何せん		
73	ひとのためまへきらめきもわろからすうしろ事こそ後くやしけれ	56	56
74	人のうへ訴訟する身のわろきよりもちいる主は猶わるき哉		
75	そら事と思なからもたらさる、口きくもの、似こといふには	62	62
76	親ならず子ならず人の事よきはわろきより猶おそろしき哉		
77	うとからすしたしき人のもとなりと兼てしらせてとふて行へし		
78	はしなくて天川をは渡とも治定の事とあらかいなせそ	25	25
79	よき人にむつひてわるき事はなし麻の中なるよもきみるにも	30	26
80	何事も人にゆつりてへりくたれ畔をたにしそおしまさりしに		
81	物こはんひとにはなくてとらせすと言葉にくけにいひてかへすな	26	65
82	身の咎をかへりみすしてかたおちに人をわろしといふはひかもの	26	26
83	何となくおたしき名をも立ぬれば一度のとかはゆるされそする	27	07
84	きる物も人にかわるそ異様なるた、世のつねの装束をきよ	61	23
85	むつぶ中ふしきの事を聞ならはみつから行て打とけてとへ	67	28
86	いつはり此世は人にくまれて死しては舌をぬかれこそすれ	49	49
87	身の咎を思もしらず親主をそしるものこそ恥の恥なれ	47	47
88	さのみ人ひとの心をうたかは、我いつはりの程やしられむ	11	11
89	にくけにて人のむかはん時もた、何心なきありさまをせよ	66	66
90	しやうこわと問答をしとことはりをもちていひやむ人そめてたき	71	71
91	年わかき人はいかにもをしこめてことはすくなきふりそ目につく	81	81
92	かとあれは物のか、りてむつかしや心に心まろくとせよ	88	88
93	軒ちかき隣をたにもとはれねは貧程ふかき隠家もなし	87	87
94	目鼻口われありかほに思ふ共骨と皮との中たかひまで	85	85
95	彼てこそ女おとこの色はあれ骨と成てはかはらざりけり	86	86
96	煩惱のきへなはふかくつなく共思きらんにさられさらめや	93	93
97	おきふしに無常をさとれをのつから世みの歎もうすくなるへし		
98	何事も思捨たる身そやすき世をは命のあるに任せて	15	15
99	世の中にあるはうれしくおもはねと死なむとは又思はざりけり		
100	人はた、心ひとつをさためすばよろつの能もありてかひなし	65	56

右一帖者、且為形見且備
明鏡、不乱身上被守此面
者、現当二世之可為本望
者也、仍一冊不厭老眼染
秃筆畢。

永正九年七月廿五日 重春 在判

┌45才

天文拾九年五月晦日 与四郎 (花押)

┌45ウ

A Re-Examination of “Gokurakuji-dono Goshosoku” Using a Book from the Former Tanaka Yutaka Collection (Reprint)

UCHIDA Mioko

“Gokurakuji-dono Goshosoku” (“The Gokurakuji Letter”) was a code of conduct completed by Hojo Shigetoki, who for many years held the post of Rokuhara Tandai (chief of the Kamakura Shogunate in the Kinai region), during his last years. Along with Shigetoki’s “Rokuhara-dono kakin” (“Code of Conduct for Rokuhara”) it is the oldest extant warrior code of conduct. Although it has been thought that “Gokurakuji-dono Goshosoku” was published by Sonkeikaku Bunko and existed on its own, this paper introduces a book held formerly in the Tanaka Yutaka Collection which is regarded as an alternate version. Thus, the author examines the code of conduct by comparing this version with the extant “Gokurakuji-dono Goshosoku”.

Even though the Sonkeikaku book and the Tanaka book have a history that is extremely closely related, at this point in time it is difficult to directly verify the relation between the two. The main texts of each book have features that reflect the period in which they were copied. The Sonkeikaku book appears to have been copied early on in the Muromachi period, while the Tanaka book was copied in 1550. A comparison of the two texts has revealed that critical reading is required in the case of the Sonkeikaku book as well.

The biggest difference between the two is the difference in the number of articles, with the Tanaka book containing nine articles that do not appear in the Sonkeikaku book. Although it was copied at a later stage, all nine articles cannot be said to be supplements added to the Tanaka book. The existence of a book with a different number of articles is not merely a matter of changes that might have been made once it had been read, but is also something that should be examined in conjunction with the manner of the compilation of the “Gokurakuji-dono Goshosoku”.

In particular, although it is a code of conduct bearing Shigetoki’s name that was meant to have been passed down through the Gokurakuji Hojo family, it is known to have been distributed later on under the title “Saimyoji-dono Kyokun” at the request of Shigetoki’s son-in-law Tokiyori of Saimyoji Temple. Up until now, this has been understood as merely one aspect of what happens when a book is read. However, if we take into account the existence of a book with a different number of articles together with incomplete editing and expressions in the text, we should consider the possibility that “Gokurakuji-dono Goshosoku” itself was not written by the lone hand of Shigetoki, but rather was written by those around Shigetoki or that even those from later generations such as Tokiyori had a hand in its writing.

Finally, as a result of tracing the names that remain at the back of the Tanaka book, the author would like to point out that it is possible that the book was passed down by those in the Gohojo clan who wanted to succeed the Kamakura Hojo clan.
